



2004 Top News on Environment in Asia

アジアの環境重大ニュース

IGES

2004 Top News on Environment in Asia

2004年アジアの環境重大ニュース



財団法人 地球環境戦略研究機関

IGES

Institute for Global Environmental Strategies
財団法人 地球環境戦略研究機関

Institute for Global Environmental Strategies
財団法人 地球環境戦略研究機関

R100
Printed on recycled paper

2004
**2 Top News on
Environment in Asia**

アジアの環境重大ニュース

目 次

2004年アジアの環境重大ニュース—概要	75
■ アジア太平洋地域 ■	78
ティム・ハイアム—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)	
1. アジア・太平洋地域における持続可能な開発に向けた新しい指標を公開	
2. 北西太平洋の環境保護のため、韓国と日本に事務所を新設	
3. 国連環境計画 (UNEP)・同済大学「持続可能な開発へ向けた環境研究所」が、アジア・太平洋地域の環境教育・研究の中心として始動	
4. 国連環境計画が朝鮮民主主義人民共和国における初の環境報告書を公開	
5. 拡大メコン圏を収録した初の環境地図帳を国連環境計画とアジア開発銀行が出版	
■ アジア太平洋地域 ■	81
地球環境戦略研究機関 (IGES)	
1. ロシアの批准でいよいよ発効する京都議定書	
2. アジア諸国におけるCDMへの取組み	
3. 資源の保護と持続可能な利用のためのエコシステムアプローチ	
4. 北九州イニシアティブ：60都市がクリーンな環境に向けて取り組む	
5. アジア水環境パートナーシップ (WEPA) プログラムの開始	
6. グリーン購入に関する世界会議の開催	
7. 中国版RoHS指令が来年7月1日から発効	
■ オーストラリア ■	85
ジェラルド・アーリー—オーストラリア政府環境省	
1. 水資源利用の改善	
2. 国の遺産保護に大きな進展	
3. オーストラリアのエネルギーの未来を築く	
4. 保護地域の拡大	
■ バングラデシュ ■	87
カンダカ・メヌディン—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)	
1. 「バングラデシュにおける洪水の危険性及び洪水被害を軽減するためのオプション」に関するワークショップ	
2. ダッカ市における廃棄物管理マスター・プラン	
3. ダッカ市の地下水位が警戒レベルにまで下降	
4. バングラデシュの広範囲にわたる大洪水の被害	
■ カンボジア ■	89
キュー・ムット—カンボジア王国政府環境省	
1. 沿岸区域資源センターの落成式	
2. オゾン層破壊物質に関する2004年アジア太平洋会議	
3. カンボジアで「国際オゾン層保護デー」記念式典	
4. 「世界湿地の日」カンボジアで記念集会 (2004年2月2日～3日)	
■ 中 国 ■	92
常 杪—清華大学環境科学工学部水政策研究センター	
1. 淮河を浄化するためには大いなる努力が必要	
2. 新車両排ガス基準の策定	
3. 中国が有害廃棄物処理の料金徴収システム制定へ	
4. 国家環境保護総局が、環境法令を厳格に施行すべく6つの禁止令を発表	
■ インド ■	94
ジョティ・K・パリキー—開発のための総合的研究及び行動 (IRADe)	
1. 環境森林省、国家環境政策を打ち出す	
2. 大気汚染防止に取り組む地方自治体	
3. 野生生物保護と人間の生活との相克：すみかを追われた象が人家を破壊	
4. 屑鉄のリサイクルは省エネに貢献するが、別の問題も	
5. インド人2名が今年のゴールドマン環境賞を受賞	

■ インドネシア ■ 96 モハマド・スリヤニー —インドネシア国家研究評議会 会員 1. 西ジャワ環境管理プロジェクト (WJEMP) 2. 環境科学 3. 未来の漁師たちへの追い風 4. 持続可能な開発を進めるための環境問題と機会	96
■ 日本 ■ 99 原嶋洋平 —拓殖大学国際開発学部 1. 巨大地震と異常気象 2. 3R (廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用) の取組み 3. 原子力発電所の配管破損事故 4. 天然温泉の入浴剤添加問題 5. 外来生物法の制定 6. 地球温暖化対策推進大綱の見直し	99
■ 韓国 ■ 101 黄相一 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI) 1. 新設アパートの居住者を襲うシックハウス症候群 2. 韓国初のハイブリッド車発売される 3. 韓国が第5回国連アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議 (MCED) を主催 4. 韓国の大手塗料メーカー、揮発性有機化合物 (VOC) の20%削減で合意	101
■ ラオス ■ 103 ケットケーオ・サリチャン —環境局 科学技術環境庁 (STEA) 首相府 1. 第15回ASEAN環境高級事務レベル会合 (ASOEN) 2. 社会環境開発プロジェクト 3. 環境保護における性差別問題の啓蒙を支援する環境管理プロジェクトの強化 4. ラオスの国家環境戦略	103
■ マレーシア ■ 106 ノーハヤティ・ムスターファ、ワン・ポーシャ・ハムザ —マレーシア国際戦略研究所 (ISIS) 1. マリーナ計画に批判殺到 2. 有毒廃棄物の不法輸入 3. ウミガメ保護へ取り締まりを強化 4. 生物多様性条約第7回締約国会議 (COP7) とバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第1回締約国会議 (MOP1) 5. 豊かな雨と水不足	106
■ モンゴル ■ 108 アユシュ・ナムカイ —モンゴル自然環境省 1. 水に関する法律の改正 2. 「水政策改革XXI」 3. クリーン開発メカニズム局の承認 4. マンシュウアカジカ (学名: Cervus elaphus L.) の生息数調査 5. ボグド・オチルバニ仏教記念碑の建立 6. 公園整備	108
■ ネパール ■ 110 プール・チャンドラ・スレスター —フリーランス・コンサルタント 1. 温暖化が進むネパール、周辺地域に警鐘 2. バグマチ川からヤムナー川までのバイオトラックの建設が始まる 3. ネパール猿の捕獲利用に対する懸念 4. 医療廃棄物処理規則書 5. 貧困の緩和を目指す共有林 6. 最高裁が政府に対してポリエチレン使用の危険性に関する調査を指示	110

■ ニュージーランド ■	112
ニール・エリクソン、クレア・ギブソン—ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)	
1. 洪水危機管理の見直し	
2. 資源管理法の改正	
3. 国の新しい環境基準	
4. フィヨルドランド海洋域の創設	
■ パキスタン ■	114
ムシタク・アハマド・メモン—地球環境戦略研究機関 (IGES)	
1. カラバ・ダム建設決定へ	
2. 清浄な飲料水を提供するための砒素監視・軽減プロジェクト	
3. カラチ市長が北九州市長に環境問題について協力を要請	
4. 国際自然保護連合が選ぶ、アジアにおける環境メディア賞、本年はパキスタンが受賞	
5. 都市部の大気環境改善に関する全国ワークショップ	
■ フィリピン ■	117
マーリン・M・マガローナー—フィリピン大学国際法律研究所	
1. 台風、土砂崩れ、死者そして森林破壊	
2. 水質浄化法2004が発効	
3. 環境オンブズマン事務局の創設	
4. 道路建設のための森林伐採に農民が抗議	
5. 節水を心掛けて入浴は一緒に	
■ ロシア ■	120
アナトリー・レベデフ—地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)	
1. 石油パイプライン開発計画と政府戦略	
2. 新たな仕組み、新たな問題	
3. 地域社会に根付いた林業と違法伐採	
4. ロシアに緑の党誕生	
■ シンガポール ■	123
ケン・リャン・コー—アジア太平洋環境法センター (APCEL)	
1. 環境水資源省 (MEWR)	
2. 国家環境庁の改革	
3. 動物鳥類に関する2004年規則 (実験動物の飼育・利用) (第S668号)	
4. 重症急性呼吸器症候群 (SARS): 『その後を決定付ける瞬間: シンガポールはいかにしてSARSを克服したか』 チュア・ムイ・フーン (著) の出版	
5. 環境における人材開発 (キャパシティー・ビルディング)	
■ スリランカ ■	125
ナラカ・グナワルデン—TVEアジア・パシフィック	
1. 津波でスリランカに大きな被害	
2. 大気質改善に新たな措置	
3. 危機に瀕するスリランカの両生類	
■ ベトナム ■	127
ファム・ヒュー・ギー—ベトナム社会科学アカデミー—国務司法研究所	
1. 環境基準改善の指針	
2. アジア開発銀行 (ADB) が中央市街地環境プロジェクトに資金援助	
3. 科学技術研究所が工芸村の環境改善を支援	
4. 環境管理のコンピュータ化計画	
あとかき	129
アジアの環境重大ニュースのこれまでのニュース	130

〈国名 アルファベット順〉

アジア太平洋地域

国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)
地域情報担当官
ティム・ハイアム



1. アジア・太平洋地域における持続可能な開発に向けた新しい指標を公開

国連環境計画 (UNEP) は11月、持続可能な開発に向けたアジア・太平洋地域各国の取組みを支援し、その進捗の目安とするための新しい指標を公開した。

政策立案者を対象に、図表を駆使した分かりやすい形式で、経済、社会、環境等30の分野ごとに評価の基準を示し、世界の趨勢が理解できるようにしている。

国連環境計画のアジア・太平洋地域資源センターは、多数の技術報告書を精査し、人口動態、生活水準、水道の普及状況、森林の比率、大気汚染、絶滅危機種の数といった指標を挙げている。

このような評価指標は、国連ミレニアム開発目標 (MDGs) や他の国際会議で掲げられた達成目標、及び各国の開発計画に照らして、活動を評価するために重要な役割を果たす。全体的にみて地域における経済活動、貧困削減、保健衛生の増進状況を示しているが、土壌や大気、水質、生物多様性においては状況の悪化を示している。

報告書はアジア・太平洋を5つに分けたサブ地域ごとになっており、11月17日にバンコクで開催された、国連環境計画の第2回サブリージョナル環境政策対話 (SEPD) 会議において発表された。

詳細 : <http://www.rrcap.unep.org/indicator/>

2. 北西太平洋の環境保護のため、韓国と日本に事務所を新設

国連環境計画 (UNEP) は11月に、日本の富山と韓国の釜山に事務所を新設した。これにより、北西太平洋地域の海洋、沿岸地域における環境保護活動が活発化すると期待されている。

北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) の地域調整ユニット (RCU) 各事務所は、この地域の海洋環境保全に関する活動を支援する。何百万人もの生活がこの海に依存しているが、沿岸部の開発、工業化、交通、石油採掘、さらには干拓や集約養殖等により、脅威も増している。

事務所開設までには、1994年に採択された「北西太平洋地域海における海洋及び沿岸環境の保全、管理、開発に対する行動計画 (Action Plan for the Protection, Management and Development of the Marine and Coastal Environment of the Northwest Pacific)」の実施をめぐり、中華人民共和国、日本、大韓民国、ロシア連邦の沿岸4カ国との、5年間にわたる交渉があった。

地域調整ユニットは、上記4カ国が合意し、基金を出資した行動計画の実施を統括する。11月2日に釜山で開催された北西太平洋地域海行動計画の第9回政府間会合では、大規模な石油流出事故による海洋汚染への対応を取り決めた、新しい「NOWPAP地域油流出緊急時計画に関する覚書」に各国が署名した。

ほかにも地域調整ユニットは、北京、大田 (テジョン)、富山、ウラジオストックの4カ所にある北西太平洋地域海行動計画地域活動センターの業務を統括し、海洋・環境関係の国際条約に基づ

いた各国の責務を達成するための基盤として活動する。

詳細：<http://www.unep.ch/regionalseas/regions/nowpap/nowhome.htm>

3. 国連環境計画（UNEP）・同済大学「持続可能な開発へ向けた環境研究所」が、アジア・太平洋地域の環境教育・研究の中心として始動

国連環境計画（UNEP）・同済大学（上海）による持続可能な開発へ向けた環境研究所は、今年7月から同研究所初の教育課程として、リーダーシップ開発プログラムを開始した。

国連環境計画のクラウス・テプファー事務局長は、この新しい教育機関について、アジア・太平洋地域における第一級の環境教育・研究センターとなることを目指したものである、と述べた。「中国はこの地域の中心として世界でも著しい経済成長を見せているが、この潜在力を人類発展のために実現し、長く持続するためには、環境保護の視点を開発モデルに組み入れる必要がある。そのためにも、技術、法律、経営、社会科学等各分野における最高の知識を国内外から集め、環境保護に努力していただきたい」と、9月に開かれた、6階建て施設の落成式典の場で語っている。

指導者向けの教育課程作成には、国連環境計画・同済大学の持続可能な開発へ向けた環境研究所のほか、この地域の多数の大学や教育機関の職員が関与した。カリキュラムでは、経済、環境、社会という従来の3本柱に加えて「心技体」という人間の観点も組み込み、環境を破壊することなく継続できる体制作りを学ばせる。修士課程は2005年に開設予定で、「国連持続可能な開発のための教育の10年」とも密接に連動している。

本研究所の設立は、2年半前に行われた国連環境計画と同済大学の合意に始まり、上海市当局の強力な後援によって実現した。

詳細：<http://www.rrcap.unep.org/uneptongji/>

4. 国連環境計画が朝鮮民主主義人民共和国における初の環境報告書を公開

朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）における初の環境報告書が、国連環境計画（UNEP）及び朝鮮民主主義人民共和国の当局者により、ナイロビの国連環境計画本部で、8月に公表された。

環境報告書は、国連開発計画との共同作業により作成された。国連環境計画のクラウス・テプファー事務局長が2000年に朝鮮民主主義人民共和国の首都である平壤を訪問したことから始まった作業である。朝鮮民主主義人民共和国の20の政府機関や学術団体から代表者が集まり、バンコクの国連環境計画評価事務所、平壤の国連開発計画事務所の指導を受けて報告書を作成した。

この報告書は「環境負荷-状態-対策（pressure-state-response）」という方法論に基づき、森林、水、大気、土壌、生物多様性といった分野の優先課題を提示した。また、信頼性の高い環境評価の基礎となる、調査やデータ収集が不足している点も指摘している。「環境に関する基礎データを収集し、優先課題を提示したことにより、北朝鮮における監視や評価、政策や活動計画の立案、資源動員の面での強化が可能になる」とテプファー事務局長は語っている。

国連環境計画と朝鮮民主主義人民共和国はナイロビにおいて、環境保護に対する取組みをさらに強めるための共同作業に関する枠組み合意に署名した。具体的な取組みとしては、定量的な環境評価・監視を強化するための国連開発計画との共同プロジェクト、情報技術の活用、環境問題に関わる国内の10機関の統合等がある。

環境評価報告書には、個々の環境問題とそのニーズに関して、支援団体に向けた案内も記載されている。

報告書は、URL (<http://www.rrcap.unep.org/reports/soe/dprksoe.cfm>) から入手可能。

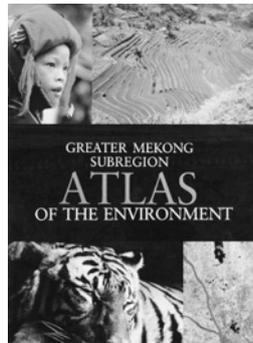
5. 拡大メコン圏を収録した初の環境地図帳を国連環境計画とアジア開発銀行が出版

拡大メコン圏（Greater Mekong Subregion: GMS）の環境地図帳が4月に出版された。アジア開発銀行（ADB）と国連環境計画（UNEP）

の共同出版によるものである。

この種の地図帳は初めての取組みで、これまでこの地域の持続可能な開発計画や政策決定にあたって、情報の不足が大ききな制約となっていたが、この環境地図帳には同地域の総合的な環境情報がまとめられている。

拡大メコン圏に属する、カンボジア、中華人民共和国雲南省、ラオス人民民主共和国、ミャンマー、タイ、ベトナムの5カ国1省の、主として農村部には、約2億5,000万人が暮らしている。



写真、地図、人工衛星画像のほか、表やグラフも使って詳細に記述されたこの地図帳を見ると、水、鉱物、エネルギー、湿地帯、森林地帯、生物多様性、保護地域、農業、漁業等、この地域の豊富な天然資源や、環境問題への取組みの状況がよく分かる。

まとめとして、メコン川流域の国々にとって、環境の悪化が今なお最も差し迫った難題であると述べている。この地域は、天然資源は豊富であるが貧困水準が高い。流域に住む人々の生活を持続可能な形で確保するためにも、環境や天然資源の適切な管理が必要である。

詳細：http://www.adb.org/Documents/Books/GMS_Atlas/default.asp

アジア太平洋地域

地球環境戦略研究機関 (IGES)



1. ロシアの批准でいよいよ発効する京都議定書

日本が議長国を務めたCOP3で採択された京都議定書は、55%要件のカギを握っていたロシアの批准表明により、その採択から7年の年月を経て、2005年2月16日に発効する。プーチン大統領の強力なリーダーシップのもと、今年9月30日に閣議決定がされた京都議定書の批准法案は、ロシア国家院（下院：10月22日）、連邦院（上院：10月27日）を通過し、大統領の署名をもって11月5日に批准手続きが完了した。しかし、同時にロシアは議定書への参加を第一約束期間に限定しており、今後、既に議定書離脱を表明したアメリカをはじめインド・中国など主要途上国をも含めた、2013年以降の「京都議定書以降（Beyond Kyoto Protocol：BKP）」の新たな枠組み作りの主導権争いが一層活発化することが予想される。12月にブエノスアイレスで開催されたCOP10では、10周年を迎えた枠組条約の成果と将来の課題、気候変動に対する適応と緩和、技術と気候変動のほか、小規模吸収源CDMの手続き簡素化、産油国の補償問題などがとりあげられた。

文：気候政策プロジェクト

2. アジア諸国におけるCDMへの取組み

UNFCCCに提出されたCDMの案件は、現在ラテンアメリカとアジア太平洋諸国から約9割輩出しており（UNEP-RISO資料、2004年）、アジア諸国におけるCDM関連の動きは著しい。

CDMプログラムでは、アジア諸国を中心としたCDMに関する人材育成支援事業を実施している。対象国におけるCDM関連のニュースとして以下のようなものが挙げられる。インドに関しては、HFC23破壊プロジェクトについて第17回CDM理事会において登録再検討の実施が決定された。タイでは、CDM担当部署がタイ資源環境省内部で変更され、タイ国内のCDM政策全般の見直しがされている。フィリピンでは、今年6月にフィリピン環境資源省内にDNAを設置した。インドネシアでは、今年、京都議定書を批准した。カンボジアでは、国が定める持続可能性基準のドラフトが完成し、2005年度中の正式公表を目指している。

このように、CDMプログラム対象国においてもCDMへの体制が整備され始め、京都議定書発効（2005年2月16日）に伴い、今後CDM関連の動きがさらに活発化していくことが予想される。

文：クリーン開発メカニズムプログラム

3. 資源の保護と持続可能な利用のためのエコシステムアプローチ

環境保全と開発について議論する最大級会議である第3回世界自然保護会議が、国際自然保護連合（IUCN）の後援で、11月17日から26日まで、バンコクにおいて成功裏に開催された。各国政府、民間企業、市民団体、専門科学団体を代表する5,000人以上の参加者がバンコクに集まり、環境保全と持続可能な開発に関する地球規模での問題について話し合った。タイ王国シリキット王

妃陛下の開会宣言で始まった第33回会員総会では、南アフリカ共和国のモハメド・バリ・ムーサが会長に選出されたほか、財務官、地域審議官(8名)、委員会議長(6名)が選出された。

会員総会では、会期間プログラム(2005年から2008年まで)が承認された。本プログラムは26の全体決議で構成されるが、これは(1)生物多様性、(2)社会的公正、(3)インセンティブと財務、(4)国際協定、(5)生態系、(6)プログラム配布の6つに集約することができる。会期間プログラムの戦略は、知識を得ることを可能にして、人々や機関がその知識を活用できるようにすれば、法律や政策、手段や制度を改善する際の意思決定プロセスにより効果的に参加できるようになるという前提のもとに成り立っている。

環境保全フォーラムでは、自然保護と人的必要性をどう調和させるべきかという問題に対して、エコシステムアプローチというテーマが浮上した。言い換えるなら、多様性に富む地域や(生物の)活動を保護しようというものである。いかなるやり方であれ、それらは本アプローチと連動させることが可能である。このエコシステムアプローチは、2月に開かれた生物多様性条約(CBD)第7回締約国会議でも承認された。「エコシステムアプローチは、自然保護と公平な方法での持続可能な利用を促進する、土地資源、水資源、生物資源の統合管理のための戦略である」と、説明されている。

これらの議論がなされた結果、21世紀の地球が直面する問題に真剣に取り組むことこそ最良の手段であると、生態系管理委員会(CEM)は主張する。生態系管理委員会は、生物多様性条約が提唱するエコシステムアプローチの原則を導入するために、実践的な5段階のステップを提案した。

文：森林保全プロジェクト

4. 北九州イニシアティブ：60都市がクリーンな環境に向けて取り組む

2015年までに、世界の大都市(メガシティ)の3分の2がアジア太平洋地域に集約すると予想されている。かつてない勢いで都市が増加する当地域において、環境問題における都市間の協力は欠かせない。

アジア太平洋地域の18カ国から60都市が参加

する北九州イニシアティブネットワークは、環境の質の向上へ向けた先駆的プロジェクトの促進や、これまでの経験をメンバー都市間で共有する上で重要な役割を担っている。このイニシアティブは、2000年の国連アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議(MCED)において採択された。今年は、韓国で開催される第5回MCED(2005年3月24日~29日)を前に、各国が過去5年間の持続可能な開発に向けた取組みを振り返り、評価する年であった。

今年8月に開催された第3回北九州イニシアティブネットワーク会議では、2005年から2010年に向けた北九州イニシアティブアクションプランと、メンバー都市の首長・高官による宣言を採択した。アクションプランには、廃棄物管理・削減、大気質の改善、都市環境計画の促進、水質保全・向上、特に情報通信技術を用いた環境管理能力の構築、省エネルギーなどに向けた具体的な活動が盛り込まれている。また、メンバー都市の資金源や、能力や適正技術の不足についても言及された。上記のような活動を促進するためのメカニズムとして、能力開発、資金、技術移転や制度強化における協力が挙げられている。環境の質向上において特に実績をあげた都市に対して、「北九州イニシアティブ賞」を授与することも提案されている。このアクションプランは、第5回MCEDにおいて検討される予定である。

詳細：<http://www.iges.or.jp/kitakyushu/>

文：都市環境管理プロジェクト

5. アジア水環境パートナーシップ(WEPA)プログラムの開始

アジア水環境パートナーシップ(WEPA)プログラムが4月より正式に開始された。WEPAは、2003年第3回世界水フォーラムにおいて日本の環境省が提唱した新たな水環境保全のための情報基盤構築を行う事業である。WEPA事業では、アジア地域の水環境ガバナンス及びキャパシティ向上のために(1)政策情報、(2)NGO・コミュニティ活動情報、(3)水環境保全技術情報、(4)情報源情報の4種類のデータベースを開発する予定である。3月にはインドネシア・ジャカルタにおいてWEPA準備会合が開催され、関係各国のパートナーシップを通してWEPA事業を推

進していくことが確認された。WEPA事業は、第5回世界水フォーラムが開催される予定の2008年度まで継続して行われることになっており、財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）淡水資源管理プロジェクトがWEPAの実施と調整を担っている。

詳細：<http://www.iges.or.jp/en/fw/wepa.html>

文：淡水資源管理プロジェクト

6. グリーン購入に関する世界会議の開催

「第1回グリーン購入世界会議in仙台」が、10月6日から7日まで、仙台市、グリーン購入ネットワーク（GPN）等によって日本の仙台市で開催された。グリーン購入は消費サイドから製品・サービス市場を環境配慮型に変える重要な役割を担っている。グリーン購入の推進方策としては、環境ラベルやグリーン購入法があるが、多数の経済主体が自主的に環境を配慮して購買することが、市場の変革に不可欠である。本会議は、各国で先進的な企業、行政機関、団体等が自主的にグリーン購入を行ってきたが、そのような運動が世界各国で活発になってきたことを示している。

会議には、アジアをはじめ世界37カ国・地域から、1,000人を超える参加者があった。会議の最後には「グリーン購入仙台宣言」が発表され、より積極的にグリーン購入を実施するようにアピールするとともに、世界的に推進するための新たな枠組みとして、国際グリーン購入ネットワーク（IGPN）を組織することが明らかにされた。

グリーン購入ネットワーク（GPN）は、企業、行政機関、団体等が同じ購入者の立場にたってグリーン購入のガイドライン作成や普及啓発などを行う組織として1996年に日本で設立されたが、



(写真提供：第1回グリーン購入世界会議 in 仙台実行委員会)

その後、アジアにおいては、韓国（1999年）、マレーシア（2003年）で設立され、台湾、タイでも準備が進められている。国際組織が設立されることによって、今後GPNの運動が広まることが期待される。

文：産業と持続可能社会プロジェクト

7. 中国版RoHS指令が来年7月1日から発効

中国情報産業省（MII）が提案した「電子情報機器による公害の防止管理方法」は、詳細な論議と審査を経て、その指令草案が完成した。中国版RoHS指令（電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限指令）と称するこの指令草案は最終承認段階にある。「中国法院網」によると、指令草案は年末までに承認される予定であり、欧州連合（EU）のRoHS指令に先立つこと1年の2005年7月1日に発効する模様である。中国版RoHS指令は、欧州連合のRoHS指令に倣って策定されたもので、水銀、鉛、カドミウム、クロム、ポリ臭化ビフェニール、ポリ臭化ビフェニールエーテルといったエレクトロニクス製品に含まれる6種類の有害物質の使用の削減と規制、及び、2006年7月までの段階的な廃止を規定している。また、特定有害物質の名称と製品中のその含有量など、製品及び容器に関する情報を提供することを生産者に義務付けている（第10条、第13条、第14条）。この他、電気・電子機器廃棄物の「引き取り」とリサイクルについても生産者の義務と規定している（電気・電子機器廃棄物指令（WEEE指令）（第16条））。以上の事情から、中国は現在のところ、中国版WEEE指令と称する「使用済み廃棄家庭用電気・電子製品のリサイクルと処理に関する管理規則」の草案を回覧に付し、規則制定の準備をしている。

欧州連合のWEEEとRoHS指令が実施されて以来、中国は最大の輸出国として電気・電子機器輸出市場への来るべき脅威への対策を模索していた。中国版RoHS指令は、電気・電子機器に含まれる当該危険物質の代替物質を開発するだけの技術力があるかどうかを考えると、見たところ極端過ぎるように思える。しかし、中国の産業界にとっては、環境に優しく、持続性のある製品を積極的に開発する強い原動力をもたらすものであ

る。環境保護のためばかりでなく、競争の激しい世界市場で生き残るために、中国はアジア諸国に先駆けて積極的な方策を講じたのである。中国版RoHS指令は、他のアジア諸国や貿易市場に多大な影響を及ぼすだろうと思われる。中国は中国版RoHS指令とWEEE指令を導入することで、韓国と日本の後を受けて「生産者の拡大義務」原則を取り入れ、参加型の政策を展開しつつある。

出所：

1. <http://www.ep.com.cn/cgi-bin/dbfg/doc.cgi?id=1849>
2. 中国法院網（2004年）：<http://www.chinacourt.org/public/detail.php?id=123675>
3. 使用済み廃棄家庭用電気・電子製品のリサイクルと処理に関する管理規則（意見聴取のための草案）、2004年9月17日草案策定。

文：長期展望・政策統合プロジェクト

オーストラリア

〓 オーストラリア政府環境省
 〓 認可・野生生物部部長
 〓 ジェラルド・アーリー
 〓
 〓
 〓
 〓
 〓
 〓



1. 水資源利用の改善

オーストラリアは、南極大陸を除いて世界一乾燥した大陸である。水資源利用の生産性と効率を高め、河川や地下水系の健全性を確保することが、国の命題として常に叫ばれている。今年は、この水資源にかかわる課題を解決するために多くの対策が実施された。国家水資源利用イニシアチブの下、オーストラリア各自治体は水交易の拡大、明確な水利用権限の確立、水資源利用計画の改善、水資源過剰分配問題の解決、環境保護成果報告の改善、都市環境における水資源管理の改善等の課題に取り組むことを約束した。国家水資源委員会が設置され、国家水資源利用イニシアチブの進行状況を監視し、実施措置について勧告を行うことになった。20億ドルを投じたオーストラリア水資源基金のほか、予算5億ドルのマレー川活性化計画が誕生した。同計画は、面積100万平方キロメートル以上におよぶオーストラリア東部のマレー、ダーリング両河川を集水するマレー・ダーリング川流域における水資源の過剰配分問題を解決し、具体的な環境保護成果を達成することを狙ったものである。また今年度は、オーストラリア政府も、2021年までに水資源・エネルギーコストを6億ドル余り節減することを目的に、水利用効率表示・基準制度を義務化する方向で動き出した。この制度は、実現すれば世界初の制度となるもので、洗濯機や皿洗い機、シャワーや水道の蛇口等、どのブランドの製品が最も水の節約になるか、その情報を消費者に伝え、消費者が自ら節水製品を選択できるようにすることを狙っている。

2. 国の遺産保護に大きな進展

今年制定された新しい法律により、オーストラリアでも多くの地域が遺産に指定され、オーストラリアの歴史的建造物が初めて世界遺産の仲間入りを果たした。この法律に基づき、オーストラリア独自の遺産地域を把握し、保護する新しい制度が1月に施行され、登録された国家的遺産に影響をもたらすと思われる行為については、あらかじめ許可が必要となった。国家遺産リストに最初に登録されたのはブジ・ビム (Budj Bim) 国家遺産景観である。ここは、先住民のガンディジマラ族 (Gunditjmarra) が数千年前に高度なダム、水路、導水路、フィッシュトラップを設け、魚の養殖や漁を行っていた。他には、オーストラリア独自の「公平な扱い」の民主的伝統が生まれるきっかけとなった反乱が150年前に起きたユーリカ砦の反乱記念公園、クイーンズランドの恐竜スタンピード国立記念碑、オーストラリアにおけるヨーロッパ人の入植史上、重要な土地であるシドニーのカーネル半島が国家遺産に選ばれた。また、1880年のメルボルン万国博覧会のために建設され、オーストラリア初の国会が開かれた建物である、王立博覧会ビルとその周囲のカールトン公園がオーストラリアの新しい国家遺産リストに初の歴史的遺跡として登録された。王立博覧会ビルは、19世紀末の万博運動の遺物としての歴史的な重要性から、今年は世界遺産リストにも登録された。このほか、自然遺産、先住民遺産、建造物遺産としての価値が認められ、オーストラリア政府が管理・所有または借り受けているおよそ350ヵ所の地域が国家遺産として登録されている。



今年、世界遺産に登録されたメルボルンの王立博覧会ビル

Copyright ©the Australian Government
Department of the Environment and Heritage

3. オーストラリアのエネルギーの未来を築く

オーストラリア政府は6月に総合長期エネルギー政策の枠組みを採択した。この枠組みは、21世紀におけるオーストラリアのエネルギー生産利用を方向付ける政策・指針を定めるものである。膨大なエネルギー資源の開発、電力・ガス・輸送エネルギー市場の改善、燃料税制度の見直し、エネルギー効率の向上、エネルギーセキュリティの強化、長期的な温室効果ガス排出量の削減、大気質の改善、大型プロジェクトの環境への

影響管理等の施策が定められている。低コストで信頼性のあるエネルギー供給によって、数十万人分の職を創出し、世界的に競争力のある資源加工部門を支えるとしている。又、オーストラリアにはその資源を環境負担の少ない、持続的な方法で開発する責任があるとしている。

4. 保護地域の拡大

オーストラリアは生物多様性を保護し、生態系保護事業を推進、自然と触れ合うレクリエーションや観光事業を促進するため、保護地域網（国立公園を含む）の拡大を支援している。面積およそ30万ヘクタールに及ぶ約20カ所の地域が新たに国定保護区に指定された。オーストラリア政府は1996年以来、買取または借り受けた約700万ヘクタールの地域、先住民固有の保護地域に指定された1,300万ヘクタール以上の地域を含め、2,000万ヘクタールを超える地域を国定保護地域として管理下に加えてきた。1996年以降に指定された地域はオーストラリア本土面積の3%に当たる。オーストラリアで保護地域に指定されている陸上地域の総面積は7,700万ヘクタール、国土全体の10%を超える。



オーストラリア保護地域の一つ、オーストラリアアルプス

Copyright ©the Australian Government Department of the Environment and Heritage

バングラデシュ

≡ バングラデシュ高等研究センター (BCAS)
 ≡ フェロー
 ≡ カンダカ・メヌディン

1. 「バングラデシュにおける洪水の危険性及び洪水被害を軽減するためのオプション」に関するワークショップ

バングラデシュのベグム・カレダ・ジア首相は、河川を共有する各国が話し合いの席に着いて、洪水の被害を減らすための時宜にかなった計画を立案することができるのであれば、それ以上の策はないと語った。9月7日と8日に開催されたワークショップには、閣僚や議員、行政及び軍当局者、専門研究者、外交官、開発関係者や非政府組織 (NGO)、市民団体の代表が出席した。バングラデシュでは初の試みでもある、この入念に準備されたワークショップを運営したのは首相官邸 (PMO) であり、バングラデシュ・中国友好センターが会場となった。首相が言及したように、バングラデシュが深刻な洪水の発生源ということではなく、インドや中国、ネパールやブータンに源を発する54の河川が国内を横断しているのである。本ワークショップを通じて、現段階で必要とされている二国間、地域間、あるいは国際間の協調を含む、現実的な提案がなされることを期待する旨を首相は表明した。この20年間というもの、バングラデシュでは洪水が頻発し、洪水が長引くとともに被害の規模も大きくなっていることにも言及した。首相は、国内外における建造物の建設やこうした活動から生じる結果が生態系や環境の破壊につながっており、ひいては異常なまでの洪水発生の大きな要因となっていると語った。温室効果に起因する海面の上昇も洪水被害を拡大させる原因になっていると述べた上で、これらの問題に立ち向かうべく、実用的な戦略立案のための



提案を求めた。

出所：「Daily Star」(2004年9月8日)

2. ダッカ市における廃棄物管理マスター・プラン

ダッカ市法人 (DCC) は、固形廃棄物管理に関する上級マスター・プランを作成するという、1年間のプロジェクトを発足させた。科学的かつ保健衛生面に重点を置いた廃棄物管理プランになる予定であり、2015年まではこれに沿って廃棄物処理を行うことになっている。プランの構築に携わるのは日本の国際協力機構 (JICA) であり、12月には完成する予定である。ダッカ市法人と国際協力機構は昨年7月16日、本プロジェクトに関する契約を結んだ。国際協力機構の報告書によると、ダッカ市では1日に5,000トンの固形廃棄物が出ているという。ダッカ市の人口は現在約1,000万人であるが、2015年には2,000万人に達し、年間の廃棄物量は110万トンに及ぶだろうと、国際協力機構は予測している。

固形廃棄物がリサイクルできるか、また発電に利用できるかどうかも、本プロジェクトの研究対象になっている。焦点となる課題の一つに家庭ごみの処理がある。ごみ処理の重要性を一般市民、特に、通常家庭ごみを扱っている女性たちに周知・認識させることも課題に含まれている。国際協力機構の主導によるマスター・プラン作成には日本政府の後押しがあることから、ダッカ市法人は、本プロジェクトの実行にあたって日本から資金援助が得られるものと期待している。

出所：「The Daily Star」(2004年1月18日)

3. ダッカ市の地下水位が警戒レベルにまで下降

ダッカ市の地下水位は1996年からの9年間で24メートルも下がり、水不足に陥る懸念が出てきた。ダッカ市上下水道局（WASA）は、居住地を無計画に拡大し続けたために、モンスーンの時期でも地下水が再び溜まらないことが原因であると考えている。雨水が溜まるだけの十分な場所がなくなったために、地下水も補充されないのである。上下水道局によれば、貯水量と水質双方に問題が生じているとのことだ。バングラデシュ農業開発法人（BADC）による最近の調査でも、ここ10年の地下水位低下が指摘されており、この傾向が続けば非常に危険であり、壊滅的な山崩れ被害が発生する恐れがある。現在水位を測る一般的な方法である垂直自動水位記録計を用いて調査したところ、1996年の水位は地表面以下26.6メートルであったが、2004年には50.6メートルにまで低下した。

市内の一部の地域の掘り抜き井戸から湧き出る水は以前とは異なっており、多くの井戸が長いこと使えないままとなっている。上下水道局によると、ダッカ市では水需要の85%を地下水に依存しているが、1日あたりの必要量が20億リットルであるにもかかわらず、15億リットルしか供給していないのが現状だ。

出所：「The Daily Star」（2004年3月10日）

4. バングラデシュの広範囲にわたる大洪水の被害

モンスーンが訪れる7月から8月にかけて発生した大洪水は、多くの死者や家屋損壊をもたらした。



屋根に避難する住民

Copyright ©Bangladesh Centre for Advanced Studies

た。バングラデシュの人口約1億4,000万人のうち3,350万人に被害が及んだと推定されている。全国64行政区のうち39行政区で洪水が発生し、被害が拡大した。洪水による死者は約1,000人、さらに多くの人々が下痢や飲料水媒介の病気を患った。150万エーカーの土地の立木は洪水に押し流され、110万エーカーの土地でも一部被害を受けた。8万5,000家屋が押し流され、310万家屋が半壊した。洪水によって2万頭の牛が死亡し、1万3,541キロメートルの道路、1,225の教育施設も被害を受けた。ダッカ市でも大部分の地域が浸水した。浸水した市内のある地域では、使用不可能となった人力車や原動機付き軽三輪車の代わりに、小舟が交通手段となった。ダッカ市から北東部のシレット市に続く道路は1週間通行止めとなった。政府やNGO、支援団体などが、大規模な復興プログラムに着手し、洪水被害を軽減するべく立ち上がった。

出所：「The Independent」（2004年7月13日、8月4日）



ダッカ市内の浸水した道路をボートで行き来する様子

Copyright ©Bangladesh Centre for Advanced Studies

カンボジア

カンボジア王国政府環境省
環境総局長
キュー・ムット



1. 沿岸区域資源センターの落成式

シハヌークヴィル市、ケップ市、カンポットとココン両州の沿岸区域資源センター開所式が、今年の4月1日にシハヌークヴィルのインディペンデントビーチにおいて、カンボジア王国政府サムデック・フン・セン首相の主催で行われた。開所式には各施設の所長や政府職員、軍関係者、NGO、各国大使またはその代理、地元住民らが参加した。これらセンターの開設が沿岸及び海洋区域の環境保護における非常に重要な出来事であることは、晴れやかな集まりとなったこの式典が証明している。

これらの沿岸区域資源センターはデンマーク政府からの寄付金で建設された。各センターは環境保護のための知識・能力開発の拠点として極めて重要な役割を果たしている。センターは情報交換と対話の場を提供しており、そこでは技術的知識や教訓、経験を共有することで問題の優先順位、戦略の構築、計画と活動、文書による地域住民と

一般大衆への啓蒙と普及活動、学習と反復を通じた研究と実施が可能となる。人材開発や技術情報の普及、沿岸及び海洋区域の環境と社会経済情報システムの開発についての政府の活動を支持することが非常に重要である。それは実際、地方分権化と分散化を促進するという王国政府の目的と一致した優先分野であり、これまでにかなりの成果をあげている。

開所式でフン・セン首相は次のようにあいさつした。「沿岸及び海洋区域の環境問題、例えば環境汚染、漁船の不法操業、生物多様性の悪化、清浄な水の不足、環境の質の低下、不適切な土地利用などの問題を解決するためには、官民の協調と協力が必要である。環境保護と天然資源管理については、地域社会も責任を負って参加するべきだし、地域、市及び州当局と市当局など、すべてのレベルでの努力を結集することが必要である。」同首相はさらに、関係海域の全漁民に違法操業の停止を訴え、水深20メートル未満の海域での漁網の使用など海洋資源に有害な装置・装備の使用をはじめ、火薬の使用によるサンゴ礁の破壊、海草類の乱獲、マングローブ林の伐採及び魚類生息地の破壊の停止を呼びかけた。



沿岸区域資源センターの開所式

Copyright ©Ministry of Environment, Cambodia

2. オゾン層破壊物質に関する2004年アジア太平洋会議

オゾン層破壊物質に関する東南アジア、アジア太平洋及び南アジア高級実務者会合が今年11月3日から6日までの4日間、シエムリアップのアブサラアンコールホテルで開かれた。会議にはカンボジアのモック・マレ環境大臣はじめ26カ国

の代表が参加した。

会議の目的は、モントリオール議定書に明記されているオゾン層破壊物質削減に関する戦略の検討と各国における過去の経験と実施状態の情報交換であった。会議はまた、途上国がフロンガス（CFC）の生産と消費を50%、ハロンを85%、及びメチルクロロホルムを30%それぞれ削減することを、今年末時点での削減目標に定めた。

環境大臣は会議の演説で次のように述べた。「環境省の第一の主な仕事は、1998年から2002年の第1次全国環境行動計画及び2002年から2006年の第2次全国環境行動計画の作成である。この行動計画は主として6つの分野に重点を置いている。すなわち森林政策、トンレサップ地方の漁業と氾濫原農業、沿岸漁業、生物多様性と保護区域、エネルギー開発と環境、及び都市部の廃棄物管理である。これらの行動計画は環境に関する懸念を整理し、まとめるための指針である。これらの項目は地方的・全国的な政策となり、また投資計画に関わる経済的意思決定の基準となっている。」

たとえば現在は使用していなくても危険物質の使用について注意を払うこと、将来的にその使用を防止するためのオゾン層破壊物質に関する法令を制定するよう注力することを、会議はすべての国に対して呼び掛けた。

3. カンボジアで「国際オゾン層保護デー」記念式典

カンボジアでは「国際オゾン層保護デー」記念式典が「空を救おう：目指せ、オゾンにやさしい惑星」という国連環境計画のテーマのもとに今年



カンボジアでは「国際オゾン層保護デー」記念式典が催された
Copyright ©Ministry of Environment, Cambodia

9月16日、プノンペン王立大学庭園で開催された。政府職員やNGO、民間企業、学生など様々な分野から600人が参加した。この記念式典の目的は、今後世界中の人間の健康と生命を脅かす恐れがある現在進行中のオゾン層破壊について、もっと関心を持つよう啓蒙することにある。

記念式典の開催にあたって、カンボジア王国フン・セン首相は次のようなメッセージを国民に送った。「オゾン層の保護は世界の人々共通の義務であり必要事項であることに鑑み、また、＜オゾン層を守ることは人間の命と環境を守ることである＞との考えに依拠して、政府は2001年6月27日に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」と「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に調印することに決定した。」メッセージはさらに「地域政策の枠内で、政府はASEAN加盟諸国ならびにアジア太平洋地域の諸国との環境保護に関する協力に参加するという政府の立場を明確にした。ウィーン条約及びモントリオール議定書の調印国の名において、政府は締約国諸国民の立場に対する全面的支持を表明するものである」と述べている。

第3期目の5年間（今年から2008年）に入ったカンボジア王国政府は、基本政策の手法として「矩形戦略」というものを打ち出し、持続可能な環境管理はこの手法の重要な一角をなしている。オゾン層破壊物質（ODS）の輸入をモントリオール議定書にいう段階的廃止の規制枠内に入るよう有効に管理するために、カンボジアでは近いうちにODS管理に関する準勅令を出し、違法なODS輸入には厳しい規制を掛けていくことになっている。

式典では、参加者全員がオゾン層保護を訴えるメッセージを書いたTシャツを着用した。また、環境省長官、局長、国連環境計画アジア・太平洋地域事務所や民間企業、大学、地元行政当局の代表がそれぞれ演説を行った。集会の終わりには参加者にオゾン層保護を訴える様々なスローガンを書いた風船が配られた。

4. 「世界湿地の日」カンボジアで記念集会（2004年2月2日～3日）

「世界湿地の日（WWD）」の祝典が今年2月2日と3日の両日、ラムサール条約登録湿地内の夕

ラボリバット地区プリー・ラムケル自治体カンダル村、ストゥン・トレン州の中心部にある地方教員研修センターで行われた。主催したのはストゥン・トレン環境庁で、メコン湿地帯生物多様性の保全と持続可能な利用プログラム（MWBP）、国際自然保護連合（IUCN）、ウェットランド・インターナショナル、ラムサール条約における広報・教育・普及啓発（CEPA）、地方自治パートナーシップ（PLG）及びオックスファムコミュニティエイドアブロード（OCAA）の各団体が後援、メコン湿地帯生物多様性プログラムが資金を提供した。同イベントには環境省長官をはじめ全国と海外から来賓と学生が列席した。



「世界湿地の日」の祝典

Copyright ©Ministry of Environment, Cambodia

「世界湿地の日」の目的は、湿地の生物多様性と諸機能及びステントレンのラムサール条約登録湿地内と周辺の湿地帯の保全と持続可能な利用の重要性に関する地元住民、諸官庁及び市民社会の自覚を高めることにある。

州都とラムサール条約登録湿地での「世界湿地の日」祝典で環境省長官は公式の演説を行い、湿地の重要性や1971年イランのラムサール市で調印されたラムサール条約の歴史、カンボジアの3つのラムサール条約登録湿地などを説明した上で、湿地の保全と賢明な利用に参加するすべての人々、機関及び市民社会の役割の重要性を特に強調した。さらに、各参加者が演説し、湿地や湿地の管理、持続可能な賢明な利用の重要性を強調した。また環境と天然資源、とりわけ、湿地資源の保護に全国民が参加するよう呼びかけた。

サマキ、コー・スネン、オスヴァイ及びプリー・ラムケルの各地区の小学生で構成された4つのグループが素晴らしいショーを披露した。いずれのグループも、物語、詩、寸劇などの手法を用いて、湿地の保全と保護について自分たちが何を学んだか、そしてそれをどう意識しているかを表現した。

参加者は、湿地に関するクイズゲーム、ステージショーグループによるパフォーマンスやTシャツ、ポスター、その他の掲示・配布広報物によって、湿地の重要性をよく理解し納得することができた。一方で地元の村民たちは、自分の子供たちが湿地資源の保全と持続可能な利用について学んだことを舞台上で表現するのを参観する機会を得た。

中国

清華大学環境科学工学部水政策研究センター
 助教授
 常 杪



1. 淮河を浄化するためには大いなる努力が必要

淮河は、第10次5ヵ年計画期間中に河川の浄化をめざす、「3河川と3湖水」国家プロジェクトに含まれる河川である。しかしながら、数百億元もの資金を投じて全ての関係部局が努力したにも関わらず、今年の7月に暴風雨に見舞われた後は、目覚ましい成果をあげたというにはほど遠いというのが実状である。暴風雨が洪水を引き起こしたため、淮河上流の貯水池は水門を開けて余剰な水を放流せざるを得なかった。5,000を超える水門とダムに貯水されていた重度汚染水が淮河下流域へと流れ出し、水産物や河岸沿いの野生魚や植物が汚染された結果、多大な経済的損失を引き起こし、社会に深刻な影響を与えた。そこで国家環境保護総局（SEPA）は、中国東部の淮河流域の4省と協定を結ぶことを決めた。同協定によれば、これら4省政府は、来年から汚染管理業務に関する報告をSEPAにすることが必要となる。報告がなされたら、当局は当該各省が掲げた汚染管理公約を達成したかどうかを検査して、国務院へ報告する。汚染の監視に関する法令はかなり以前に制定されていたものの、バックボーンが欠如していたために、淮河を最悪の状況の一手手前にまで追い詰めてしまったのである。なお悪いことに、これらの法令に違反した者を処罰する明確な法案もない。一方で、役人たちは環境問題にかかるコストにはおかまいなく、自分たちが昇進するために国内総生産の成長率を伸ばそうとやっきになっている。つまるところ、淮河の浄化が典型的な一プロジェクトに過ぎないこと、中国における全ての汚染河川を浄化するためには甚大かつ気の遠くな

るような努力が必要であることを、我々は承知しておかねばならない。



江蘇省における淮河の汚染物質

Copyright © The State Environmental Protection Administration

2. 新車両排ガス基準の策定

中国全土で今年7月1日に施行された新車両排ガス基準（GB18352.2）は、ユーロII基準と同等のもので、軽自動車、主として乗用車に適用される。当局によれば、この措置は、全国規模での自動車排ガス汚染の厳重な取り締まりの追い風となるものである。新型の軽自動車は全て、この新しい基準に適合していなければならない。環境局職員によると、中国でごく最近製造された乗用車であれば基準に適合しているとのことだ。このような好ましい状況が生まれたのは、国家環境保護総局が早くも2001年には周知徹底に努め出したからだと考えられている。もう一つ最新の展開があり、当局はユーロIII基準と同等の排ガス基準を策定済みである。中国は、ユーロIIIレベルの基準を2008年までに採用する予定である。国務院は、予定よりも早くユーロIII基準に適合させた車両について引き続き減税を実施することで一致した。新しい基準が採用される以前、中国は、2000年

にユーロ基準と同等の排ガスレベルを採用していた。旧レベルと比較すると、新基準は、一酸化炭素の排出は30.4%、炭化水素と窒素酸化物の排出は55.8%、それぞれ低くするよう規定している。1年間の移行期間を経た後、承認がなされており、ユーロ基準のみを満たす製造車と輸入車については、2005年6月30日までに生産あるいは輸入を停止する必要がある。来年の7月1日から、このような自動車の販売及び登録も停止されなければならない。中国では、自動車の排ガスを規制するための一連の措置が取られることになっている。行政当局は、車両排ガス規制の監督及び管理規定案の作成を終えている。

出所：China Daily



Copyright ©www.xinhuanet.com

3. 中国が有害廃棄物処理の料金徴収システム制定へ

国家開発と改革委員会（SDRC）と他の4つの政府の部局は、今年の1月に、追徴金制度の採用と有害廃棄物処理の産業化に関する共同通達を出した。中国は毎年900万トンもの有害廃棄物を出している。再利用または安全に処理されるのは600万トンだけで、残りの300万トンは仮施設に格納される。現在の格納量は2,000万トンに達しており、環境に対する重大な脅威となっている。政府がこのような課金システムを制定するのは、この問題を解決するためである。廃棄物処理に関する料金徴収の幅は、各地方自治体の関係部局が設定する。廃棄物処理施設の運営者は、行政当局の定める範囲内で自由に価格を設定すること

ができ、ゴミ産出側とサービス契約を結ぶことができる。中国政府は、外国企業を含む民間企業に対して有害廃棄物処理産業を開放し、処理施設の建設と運営における競争を奨励する。

中国は、全国に種々の危険廃棄物を安全に格納・処理するための施設を建設するために、今後3年で約150億元（18億USドル）を投じる予定でいる。産業、都市、医療、放射性と多様かつ危険な形態で出される廃棄物を、全国規模で処理できるシステムを構築するための計画を、国務院は承認した。

出所：The State Environmental Protection Administration

4. 国家環境保護総局が、環境法令を厳格に施行すべく6つの禁止令を発表

環境保護当局の職員は、環境法令に違反する建設計画を承認することを禁じられている。これは、2003年11月24日に北京で開かれた全国環境会議において国家環境保護総局が発表した6つの禁止令のうちの一つであり、これらは環境保護システムの管理能力を高める目的で今年の1月1日に発効となった。これら6つの禁止令によれば、当局職員は環境法令に違反する行為を隠蔽・黙認したり、かばいだてすることはできず、また、きまぐれに罰金を科すことや監視データを捏造したりすることも禁じられている。彼らは、環境プロジェクトの入札に介入したり、受託業者や購入備品を指定することもできない。さらに、職員は、自己の権限を利用して部下から現金を受け取ったり、個人的出費を払い戻すために公共資産を流用してはならない。禁止令に背いた者は、事態の深刻さに応じて、戒告、懲罰または解雇の行政処分を受ける。法令を破った者は告訴される。幹部がよい加減な仕事をしたり、違法行為を隠蔽した場合には、調査されるとともに、責任が問われることになる。

出所：The State Environmental Protection Administration

インド

開発のための総合的研究及び行動 (IRADe)

所長

ジョティ・K・パリキ



1. 環境森林省、国家環境政策を打ち出す

インドで総合的な環境政策の必要性が叫ばれて久しい。環境管理については多くの分野別・分野横断的手法があり、こうした手法を全体的に把握する必要がある。国家環境政策（「2004年NEP」）はこのような懸念事項を念頭に策定された。インドは憲法第48条A項及び第51条A(g)項でクリーンな環境作りを謳い、同第21条の法的解釈でこれを補強しているが、「2004年NEP」はこの国家的目標達成を支えるものである。「2004年NEP」は、インドのさまざまな国際的取り組みへの参加約束を裏書するものでもある。また、環境問題を開発活動に組み入れることを狙っている。現在、インドが直面する主たる環境問題を今後とも継続するものとして浮き彫りにしている。環境政策の目標、政策措置の土台となる規範的原則、介入の戦略的テーマ、戦略的テーマ達成に必要な広範な法的・制度的開発の枠組み、実施・審査のメカニズムなどが政策案に盛り込まれている。

環境森林省は8月15日にこの政策案を公表し、電子メールで意見を寄せるよう求めた。これらの意見は検討されたうえで、取り入れられる可能性がある。

出所：www.envfor.nic.in

2. 大気汚染防止に取り組む地方自治体

デリー政府は市内のディーゼル乗用車と多用途車に環境税を課すことを決め、同時にディーゼル車売上税を予算に計上した。当局ではデリー市外で登録したディーゼル車についても、市内への乗

り入れを阻止するために追加入市税の導入を検討している。デリーではこのところディーゼル化の加速傾向が進んでおり、この傾向を抑える必要に迫られてこのような待望の措置に踏み切った。

全登録自動車に占めるディーゼル車の比率は1998年から1999年の4%から2002年から2003年には16%に跳ね上がる一方、ガソリン車の登録台数は同期間中、横ばい状態にある。ディーゼル車台数の年伸び率は、ガソリン車の12.27%に対し、106.3%と飛躍的に高い。質の悪いディーゼル排ガスの毒性は、世界中で集められている科学的データで証明されている。米国環境保護局（USEPA）が最近発表した報告によると、ディーゼルエンジン排ガスにはガソリンエンジン排ガスの約100倍もの粒子状物質が含まれる。日本の科学者はディーゼル排ガスから最も発がん性の高い有害物質を分離した。

カルカッタ首都圏（CMA）を走る約8,000台の自動車が今年末までに段階的に廃止される模様である。運輸局の調査によると、1975年型以前の型のもものは8,000台しかないのである。バス事業者団体は3万5,000台の車両と、その車両に関係する人たちの生活に影響するとして、政府の旧車両段階的廃止政策に反対する訴訟を起こした。30年以上経過した車種に属する車両8,000台は、首都圏を走る自動車19万1,000台の4.25%を占めるに過ぎない。

出所：http://www.cseindia.org/aboutus/press_releases/press_20040722.htm

3. 野生生物保護と人間の生活との相克： すみかを追われた象が人家を破壊

インド北東部のアッサム地方では、象が陸軍倉庫を襲い、軍の備蓄食料を食い散らし、酒を飲み干した挙句、破壊の後を残していくという事件が起きた。バングラデシュでは、インドから追われた迷い象が村人を恐怖に陥れ、農場や道路、人家を破壊し、南アジアの隣国間の危うい関係に新たな火種を撒いている。インド・メグハラヤ州の森林が高速道路建設のために急激に伐採され、そこをすみかにしていた象が迷い出たのである。インド北部地方一帯では、いつもの移動ルートを鉄道に分断された象の群れを列車の機関士が追い払わなければならない。中国からインドネシア、インドからさらにベトナムにいたるまで、アジアの象たちは危機に陥っており、そのすみかは消失の一途を辿り、群れの分散化が進んでいる。

野生のアジア象の個体数は1世紀前には10万頭以上いたのが、約3万5,000頭~5万頭に減り、体も大きく、耳も大きいアフリカ象の60万頭に比べるとはるかに少ない。ボルネオの亜種はもはや1,000頭に満たない。

出所：<http://www.enn.com/today.html?id=154>

4. 屑鉄のリサイクルは省エネに貢献するが、別の問題も

インドは200社を超える官民の鉄鋼業者向けに、365万メートルトンもの屑鉄を毎年輸入している。ところが、その屑鉄がこのところ製鉄所ばかりでなく屑鉄置き場で働く人たちに深刻な脅威を及ぼしている。イラクやソマリアなど、紛争の続く国々から送られる屑鉄は、カンドラ、ムンバイ、チェンナイ、コルカタ各港を経て鉄工所やコンテナ倉庫に搬送されるが、その中には武器弾薬が埋められている。埋められていた砲弾が先月、いたるところで爆発した。これらの砲弾のほとんどが長さ2.5フィートと極めて強力である。デリーに隣接するウッタルプラデシ州ガジアバードの牧草地、カーナ・ウブワンにおよそ100個の実弾が投棄された。その大半は先進国や、イラク、アフガニスタンなどの戦場から運ばれたものである。戦車や砲弾の残骸が有り余っている戦災地では、屑鉄が非常に安く手に入る。ある試算による

と、屑鉄の値段は戦争のない地域で1メートルトン当たり280ドルなのに対し、交戦地帯では同230ドルである。ちなみに砲弾に使用する鋼材はきわめて質がよいとされている。インドは交戦地帯やヨーロッパから屑鉄を輸入する以外に、先進国から大量の水銀及び家電廃棄物を輸入している。この輸入量がほぼ同期間中（1997年から2003年までの間に）6倍も増えた。家電廃棄物はシンガポールや米国、韓国からのものが大半を占める。インドでは、全国で屑鉄から回収された数千発ものロケット砲実弾、迫撃砲弾や大砲の砲弾、ミサイルが破棄されないままになっており、その量は毎日増えている。

出所：http://www.asiantribune.com/show_news.php?id=11919

5. インド人2名が今年のゴールドマン 環境賞を受賞

ラシーダ・ビーとチャンパ・デビ・シュクラがアジアから今年のゴールドマン環境賞に選ばれた。1984年にインドのポパールにあるユニオン・カーバイド化学工場で有毒な化学物質が漏洩し、2万人以上が死亡し、15万人以上が負傷したという事件があったが、両氏はダウケミカル社の責任追及のために何年もの月日を費やしている。

1990年にゴールドマン環境賞を設立したりチャード・ゴールドマンは、同賞は環境保護活動家が自国において信用を得るのに役立っているし、弾圧的な政権に対して彼らの盾となることもしばしばであると述べた。

出所：<http://www.msnbc.msn.com/id/4778338>



Copyright ©Paul Sakuma/AP

インドネシア

インドネシア国家研究評議会 会員
環境教育・開発研究所 (IEED) 所長
モハマド・スリヤニ



1. 西ジャワ環境管理プロジェクト (WJEMP)

インドネシア政府は環境管理プロジェクトを立ち上げ、まず西ジャワ州、バンテン州、ジャカルタ首都特別市の3州で試験的に活動を始めた。本プロジェクトは国際復興開発銀行 (IBRD) が後援するもので、いくつかの調整プログラムで構成されている。活動の一つに環境問題啓発キャンペーンがあり、コミュニティ組織やNGO、専門組織・地域団体等を対象に、生活廃棄物 (都市ごみ) や医療/産業廃棄物の管理に取り組んでいる。専門家から成る支援チームは、環境教育プロ

グラムを策定して実行・監督するために、小学校、中学校、高校及び職業訓練学校の理事会を後援している。

この環境教育プログラムの主目的は、正式な学校教育カリキュラム (自然科学ばかりでなく社会科学や人文科学も) や教員養成機関での教育プログラム、生徒たちの環境関連のクラブ活動やコンテストに、環境保護コンセプトを組み込むことを目指した書籍を出版するというものである。これらの書籍は数巻で構成されており、生徒向けの環境教育読本や教師用の手引書、環境教育と環境管理の基礎となる環境科学のコンセプトを記述した教科書などがある。



図1 A. 清潔な校舎 B. 学校の苗床 C. 鉢植えの観葉植物 D. 教師と生徒の交流 E. 教室での授業風景 F. 図書室における特別授業 G. サッカーの練習 H. 文化の授業で楽器演奏。写真の著作権は環境教育・開発研究所が保有。西ジャワ、バンテン、ジャカルタでの実地調査において撮影。

Copyright ©IEED

2. 環境科学

環境教育や環境管理の実施に関する基本コンセプトをまとめた環境科学の教科書を、小学校、高校及び職業訓練学校理事会の環境教育担当チームのリーダーとして、モハマド・スリヤニが執筆した。学校の教員や大学の講師の他、地方自治体の政策立案に関わる部局を対象としたものである。教科書のコンセプトは、環境管理については1997年法令第23号、国民教育については1989年法令第2号の各法的文書を参照したものとなっている。

環境科学の中核をなすコンセプトは、人間と他の生き物の継続的な生活と繁栄を目指して社会全体が互いの利益を損なわないよう行動・活動するため、常に環境保護に関する知識に関心を持ち、その知識を追究して習得することを意識するというエコシステム理念である。

コンセプトは主に下記の項目から成る。

- 部分論と全体論
- 実在主義
- リアリティとアメニティ
- 関心（利己主義、自己移入、利他主義）
- 相互依存性と相互作用
- 実証主義と楽観主義
- 警戒措置と予防的措置の原理
- 適切な態度と行動
- 人的必要性の分析
- 自分だけでなく他人をも尊重すること
- キャパシティー・ビルディング(適性と実用性)
- 持続可能な開発のための持続可能な環境
- その他

この書籍はインドネシア語と英語の二カ国語で出版される。インドネシアの環境科学コンセプトを、国内だけではなく、国外の読者（彼らはインドネシアと自国のコンセプトやアイデアを比較したいと考えているだろう）にも紹介することを狙いとする。

連絡先: M. Soerjani <soeried@centrin.net.id>

3. 未来の漁師たちへの追い風

インドネシア列島の領域面積は740万平方キロメートルにおよび、そのうち海域が550万平方キロメートル（75%）を占める。地政学、国家安全保障そして海洋天然資源管理の各面において、大いなる可能性を秘めている。それにもかかわらず、その豊富な海洋資源を管理することで得られる利益というものに、現地の人々はまだまだ疎い。一年あたりの漁獲高は600万トンに達するというのに、水揚げ高400万トンのうち200万トンから250万トンを外国籍の漁船団に取られてしまうため、現地で消費されるのはわずか80万トン足らずで残りは輸出される。また、100万ヘクタール強に及ぶ海草の養殖場があり、収穫された海草の大部分は乾製品として輸出される。外国で加工された後、これらは薬品、カラギナン、乳化剤、歯磨き用の海草ペーストとして再輸入される。

インドネシアに漁業・海洋資源局ができたのは3年ほど前のことである。それ以来、若い（未来の）漁師たちに対する訓練が熱心に行なわれている。

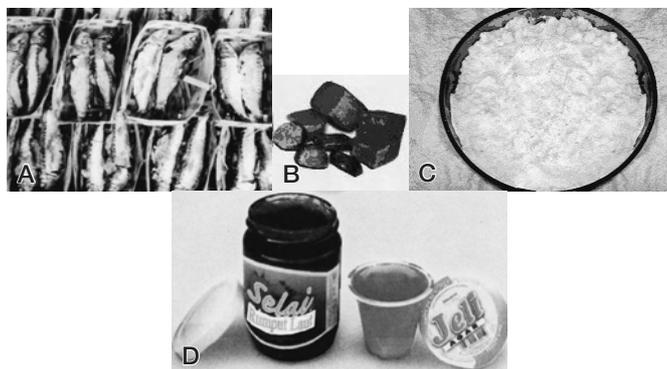


図2 A. 魚の熟脂（プカセム） B. 練り物 C. 魚粉 D. 海草ジャム、海草ゼリー（環境教育・開発研究所の資料）

Copyright ©IEED

水産高等学校で使用されている本は、モハマド・スリヤニ（環境教育・開発研究所）と、I・ムクシン（ボゴール農科大学）が執筆したものであり、海洋資源に付加価値をつけて地元で消費されるよう管理するための技術的手腕と企業家精神を身につけるよう、生徒たちを激励するメッセージが含まれている。余剰製品も目的に応じて加工してから輸出するようにすれば、自由市場を通してより高い価値、より高い価格が付くだろう。

4. 持続可能な開発を進めるための環境問題と機会

国家研究評議会（NRC）は、1999年から2004年までの活動期間を終えるにあたって、数冊の書籍を出版した。環境保護活動グループは、2004年から2009年までの活動期間を担当するグループ向けに、「Environmental Challenges and Opportunities for Sustainable Development（持続可能な開発を進めるための環境問題と機会）」という書籍を出版した。

現行の国家開発の政策代替案を提案する広報手

段として、環境保護活動グループは中央政府宛に通達文を送った。国家開発庁をいわゆる国家開発調整庁に置き換えること、調整庁の長官は開発調整上級閣僚としての権限を有すること、また、長官補佐として開発計画、開発監督、開発評価・監査及び会計を担当する3人の閣僚を置くことを提言している。農業、水産業、林業、産業、保健、公共事業等の関係各省庁は、各々が担当する計画の実現可能性について、開発計画担当閣僚に報告する義務を負う。全体的な開発実現可能性の一部を成す環境影響評価報告書（EIA）もこれに含まれる。開発にあたっては、開発監督担当閣僚は、承認済計画が適切に実施されるよう監督する。最終的に、毎年、開発プログラムは、開発評価・監査及び会計担当閣僚によって評価、監査される。

これら部門ごとの全プログラムの環境に関する見解は、総体的な政策かつ各部門の政策手段に統合されるべきである。環境大臣及びそのスタッフの役割とは、開発プロジェクトの立案、実施、成果・利益の獲得などの初期段階からプロジェクトの終了まで、全般にわたって関係各省庁を支援することである。

日本

三 拓殖大学国際開発学部
 三 助教授
 三 原嶋洋平
 三
 三
 三



1. 巨大地震と異常気象

今年日本で最も記憶に残った出来事は、巨大地震と異常気象であった。今年の夏、日本列島は記録的な猛暑に見舞われた。全国各地で、気温30度以上の真夏日の最多日数を更新した。熊本市では真夏日が100日を超えた。今年、日本列島に上陸した台風も10を数え、1951年の観測開始以来の年間最多の記録となった。さらに大きな衝撃を与えたのが、10月23日夕方、新潟県で発生した巨大地震である。余震も長期間続いた。これによる家屋倒壊、土砂崩れ、停電、道路寸断などで、最大で10万人以上が避難を余儀なくされた。死者は約40名、負傷者は多数にのぼった。多くの日本人が、自然災害と異常気象の脅威とこれに対する備えの重要性を痛感した年であった。

2. 3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）の取組み

2000年の循環型社会形成推進法の制定が契機となって、日本社会では廃棄物の3Rの取組みが幅広く普及しつつある。例えば、飲料水などの容器として多用されているペットボトルの場合、1998年には約16%であった回収率が、今年は60%を上回るという良い成果をもたらした。これは、政府による規制だけでなく、ペットボトルの再生技術の開発とリサイクルビジネスの盛り上がりによるところが大きい。こうした3Rの取組みを、国際社会にも普及させようと、今年6月のG8サミット（シーアイランド・サミット）で、日本政府は、持続可能な開発のための科学技術の

次なる措置として、「3Rイニシアティブに関する行動計画」を提案した。これは、3Rの試みを、アジアを含めて国際的に普及させるとともに、適切な形で国際的なリサイクルを促進しようとするものである。経済協力開発機構（OECD）などの国際機関との協力のもとで、(1)各国での3Rの推進、(2)現行の環境と貿易の枠組に沿ったリサイクル品と原料の国際的な流通の円滑化、(3)政府、地方公共団体、民間、コミュニティ間の協力、(4)科学技術の推進、(5)人材育成、啓発、リサイクル・プロジェクトの実施などの分野における開発途上国との協力、を希求することを主な内容とする。この行動計画を開始するために、来年春に日本で閣僚会合の開催が予定されている。

G8サミットで採択された「3Rイニシアティブに関する行動計画」に関する文書は、URL: <http://www.g8usa.gov/documents.htm> で入手できる。

3. 原子力発電所の配管破損事故

8月9日、関西電力が福井県に設置する美浜原子力発電所3号機で、運転中に配管破損事故が発生した。配管破損によって約140度の高温水が蒸気となって噴出した結果、5名が死亡、6名が重傷を負った。この事故の主な原因は、配管の点検漏れであった。1970年代中頃の運転開始以来、この配管は一度も点検されていなかった。関西電力は運転中の原子力発電所を計画的に順次停止し、すべてのプラントの配管検査を実施し、その健全性を確認した。一昨年には東京電力の原子力発電所でトラブルが発生したことも記憶に新し

い。現在、日本では電力の約3分の1が原子力発電に依存しており、政府は核燃料サイクル政策を推進している。しかし、相次ぐ事故は原子力発電に対する信頼を損なうものであった。国民の信頼を回復し、原子力関連施設と地元住民の共生を実現するためには、一部の専門家や政策担当者による議論だけに頼るのではなく、市民参加による原子力政策の立案決定が必須である。

関西電力の美浜原子力発電所での事故に関する情報は、URL:<http://www.kepco.co.jp/> で入手できる。

4. 天然温泉の入浴剤添加問題

日本人は温泉好きである。全国各地に3,000カ所以上の温泉地が点在する。温泉は日本人にとって最も親しみがあり、身近なレクリエーションのひとつである。近年の温泉ブームと過剰な温泉開発によって、天然資源としての温泉の制約が顕在化している。そのなかで、今年7月に、江戸時代からよく知られた温泉地である長野県の白骨温泉における入浴剤添加の問題がマスコミ報道を通して発覚した。報道によれば、長期間にわたり、白骨温泉の公共浴場の管理者が温泉水の白濁を保つために入浴剤を添加していたという。各地の温泉地で温泉水の再使用も問題視された。温泉の質や衛生面での不安が国民の間に広まった。温泉の保護と持続的な利用の強化が必要である。

白骨温泉に関する情報は、URL:<http://www.shirahone.org/> で入手できる。

5. 外来生物法の制定

経済のグローバル化にともない、外来種の導入とこれによる生物多様性と人間社会への脅威が国際的な関心事となっている。日本でも、アライグマ、ブラックバス、マングースなど多種多様な外来種が全国各地に移入されている。2002年の新

しい生物多様性国家戦略では、外来種による在来の生態系への影響を重大な危機のひとつとして取り上げた。外来種が一旦確立、普及、繁殖してしまうと、これを取り除くことはきわめて難しい。これまで日本の環境法のなかで外来種問題に直接取り組むものはなかった。外来種対策の第一歩として、本年5月に外来生物法が制定された。この法律は、外来生物の飼養、輸入などを規制し、野外などに存する外来生物を防除することによって、生態系、人の生命と身体、農林水産業に対する被害の防止を目的とする。しかしながら、この法律も包括的に外来種問題をすべて解決できるものではない。外来種の国内移動対策、緑化対策、科学的知見の充実など今後取り組むべき課題が残されている。

外来生物法に関する情報は、URL:<http://www.env.go.jp/nature/intro/gairaihou.html> で入手できる。

6. 地球温暖化対策推進大綱の見直し

ロシアの京都議定書批准によって、京都議定書が発効する。日本が温室効果ガス排出量を削減するための具体的な措置を示したものが、政府が2002年に策定した地球温暖化対策推進大綱である。今年は大綱見直しの年であった。京都議定書の約束履行には追加的な対策や施策が不可欠である。この点で最も議論を呼んだのが、温室効果ガス排出量削減を目的とした環境税の導入であった。環境省は炭素1トン当たり2,400円の課税を提案した。経済団体は環境省の提案に断固反対である。一方、環境団体は税率が低いことから削減効果に疑問を呈している。税が環境政策の効率的な手段であるという点で理解は共通しているが、その導入の実現にはさらに時間を要する。

新しい大綱は来年早々に策定される見込みである。現行の大綱は、URL: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/index.html> で入手できる。

韓国

韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

責任研究員

黄相一



1. 新設アパートの居住者を襲うシックハウス症候群

シックハウス症候群とは、新築建造物の建材から出る有害な化学物質によって引き起こされる、さまざまな皮膚病や呼吸器疾患その他の症状を指す。ソウルと京畿（キョンギ）道の新築アパート75軒について環境部が実施した調査によると、調査した住宅全戸の室内汚染レベルは日本の推奨レベルを超えていた。建材に多く使われている化学物質のホルムアルデヒドの平均濃度は1立方メートル当たり460マイクログラムで、日本と世界保健機関（WHO）で基準としている100マイクログラムをはるかに上回った。揮発性有機化合物のトルエンの濃度についても、調査したアパートの80%が、1立方メートル当たり260マイクログラムという日本の濃度基準を超えており、そのうちの1軒は4,177マイクログラムと基準の約16倍も高い濃度を示した。多くの人々が建材から放出される有害な化学物質で苦しんでいるにもかかわらず、韓国ではいまだに住宅の化学物質許容濃度基準が定められていない。民間機関を含めた公共施設のホルムアルデヒド濃度基準があるだけである。6月には、裁判所が住宅建設業者に対して、シックハウス症候群にかかったある家族に損害賠償金を支払うよう命じた。このような判決が下されるのは初めてのことであったが、建設業者は屋内大気質に関する国内規則はないとして、異議を申し立てた。幸いにも、当局は屋内大気質に関するより厳しい規則を設ける方向で動いている。

出所：「The Korea Times」2004年11月7日

2. 韓国初のハイブリッド車発売される

韓国初となるハイブリッド車「クリック」の生産が今年の11月8日から始まった。「クリック」は現代自動車が開発したもので、ガソリン車と比較して40%から50%の燃費向上を達成する一方で、排気ガス量は30%減少した。環境部は2,800万ウォンの経済支援を行い、韓国警察庁や主要都市の自治体、NGO、建設交通部、保健福祉部にハイブリッド車を配給する計画である。

出所：<http://eng.me.go.kr/user/envnews/>

2004年11月15日



ハイブリッド車の試乗式

Copyright ©The Ministry of Environment, Korea

3. 韓国が第5回国連アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議（MCED）を主催

国連アジア太平洋経済社会委員会（UN ESCAP）の第5回国連アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議（MCED 2005）が韓国の主催で、2005年3月24日から29日にかけてソウルで開かれる。MCED 2005では、約62カ国のESCAP加盟国環境大臣と、国際機関及びNGOの代表が参加し、2006年から2010年にかけて

の「アジア・太平洋における持続可能な開発実行計画」について話し合い、閣僚宣言を発表してその約束を再確認する。

出所：<http://eng.me.go.kr/user/envnews/>

2004年10月4日



ESCAP MCED実務レベル交渉会議

Copyright ©The Ministry of Environment, Korea

4. 韓国の大手塗料メーカー、揮発性有機化合物(VOC)の20%削減で合意

韓国の大手塗料メーカー6社は、今年1月13日に、塗料製品に使用される有機溶剤を2005年末までに20%削減することで自主合意に達した。

これらの企業は韓国塗料市場の70%のシェアを占めるため、この削減合意は環境保護運動の面で大きな意義を持つ。揮発性有機化合物(VOC)は車両の修理や組立に使われる塗料から発生するため、2005年までに組立用塗料に使用する有機溶剤を2003年の使用量と比較して20%削減することが目標となったわけである。目標が達成されれば、約1万トンのVOCが削減されるものと予想され、韓国の大気質改善に大きく貢献することになる。この6社は本合意に従って、低VOC塗料市場の拡大を図るとともに、環境に優しい塗料消費パターンの推進を狙った環境部(MOE)の諸計画に協力しなければならない。具体的には、2005年に発効するソウル首都圏における大気質改善に関する特別法に基づき、各地域において低VOC塗料の販売が義務づけられることになる。MOEは、低VOC塗料開発に補助金を出すなどの経済的インセンティブを定めて、VOC使用量より迅速な削減を図る。

出所：<http://eng.me.go.kr/user/envnews/>

2004年2月4日

ラオス

環境局 科学技術環境庁 (STEA) 首相府
環境推進課チーフ
ケットケーオ・サリチャン



1. 第15回ASEAN環境高級事務レベル会合 (ASOEN)

第15回ASEAN環境高級事務レベル会合 (ASOEN) が今年8月3日から5日にかけてラオスのルアンパバンで開催された。ASOEN議長と加盟各国の代表が会議に参加した。ルアンパバン県副知事であるカンペン・サイソンベンが開会の辞を述べた。第15回会議では、ハノイ行動計画の実施活動についての審議が行われ、2003年にインドネシアのジョグジャカルタで開かれたASOEN第14回会議以降の活動の状況報告が行

われた。審議ではASOENワーキング・グループ及びタスクフォースの次のような主な活動が取り上げられた。

- ヘイズ技術タスクフォース
- 沿岸・海洋環境
- 環境保護と持続的発展の都市
- 多国間環境保護協定
- 自然保護と生物多様性
- ASEAN生物多様性保全地域センター
- 水資源の管理
- 環境上適正な技術促進のための地域センター
またはネットワーク設立の評価



ラオス・ルアンパバンにおいて記念写真におさまる各国代表

Copyright © STEA

- ASEAN環境教育行動計画の実施

このほか、第15回会議参加者は次のような事項について議論した。

- ビエンチャン行動計画と、ラオスのビエンチャンで今年の11月29日から30日にかけて開催されるASEANサミットへの同計画の提出

- ASEAN生物多様性保全地域センター設立に基づく2005年のASEAN生物多様性センター設立

- 越境煙霧に関する第1回ASEAN会合の作業計画

今年の8月6日に第1回ASEANプラス3閣僚会合が開かれた。参加者は10地域の協力、対話3カ国間の経験・視察交流について話し合った。

2. 社会環境開発プロジェクト

貧困階級が高い割合を占めていては、社会秩序を保つことはできず、また経済発展も望めない。党の経済政策と政府の経済開発計画は、この国の工業化・近代化の必要を明示している。特にインフラの整備に重点が置かれている。これにより国の経済成長を促すことが狙いである。しかしながら、インフラ整備が自然・社会環境に及ぼす影響は良い面と悪い面がある。特に開発プロジェクトは、周辺地域の住民に社会的影響を及ぼすおそれがある。影響として考えられるのは、転居や再定住、収入源喪失、土地利用問題、生活基盤の喪失、文化的・伝統的資産の喪失、住民の生活環境や利益を損なう問題等である。そのため社会的影響の問題は、開発プロジェクトの影響を調べる調査において重要事項とされてきた。開発プロジェクトを実施するには、環境影響調査の結果を誰にでもわかる形で公表しなければならない。社会的影響を及ぼすプロジェクトとしては、ナム・トゥン2水力発電プロジェクト、ナム・マン3水力発電プロジェクト、セカマン3水力発電プロジェクト、それにセポン金採掘プロジェクトなどが挙げられる。

科学技術環境庁(STEA)・環境局は、各種の開発プロジェクトで引き起こされた社会問題に実際に対処した経験から、プロジェクトの社会的影響を扱う部門を創設する必要があると感じた。そこで2003年に社会的影響部が設置された。社会的影

響部は環境局の事務局として、社会的影響に関する調査研究と分析を管理し、開発プロジェクトの社会的影響評価報告書の審査を行う。このほか、プロジェクトの報告書について勧告・助言を行い、関連する政策や法規、すなわち「再定住と報酬にかかわる命令」に合致しているか否かを確認する。こうした規則は開発プロジェクトの社会的影響を緩和し、プロジェクトによって影響を受ける住民の正当な利益を守ることをその狙いとする。規則によると、開発プロジェクトの実施主体は、影響を受ける住民が収入源を確保し、その生活環境を改善できるようにする義務を負う。

3. 環境保護における性差別問題の啓蒙を支援する環境管理プロジェクトの強化

今年7月中旬に、科学技術環境庁(STEA)は、環境保護における性差別問題対策戦略立案のための協議ワークショップを開催した。本ワークショップの議長は、科学技術環境庁・環境局・副局長及び同庁が推進する環境管理強化プロジェクトの全国理事を務めるヴィエンサワン・ドンサワン氏が務め、シェングアン、ウドムサイ、チャムパーサク各県、通信・運輸・郵政・建設省、保健省、農林省、教育省、工業省、性資源情報開発(GRID)センター及び科学技術環境庁の各部局の担当職員ら計40名以上が出席した。本ワークショップの目的は、環境保護における性差別問題対策戦略を策定することであった。本ワークショップを開催するにあたっては、スウェーデン国際開発庁(Sida)が財政的及び技術的支援を行っ



環境保護における性差別問題対策戦略立案の協議ワークショップ
Copyright ©STEA

た。この活動は2005年まで継続して実施される。

4. ラオスの国家環境戦略

国家環境戦略は今年の8月18日付けで首相府大臣、科学技術環境庁長官の承認を得(01631/STEА-PMO)、8月27日付けで首相の是認を得た(120/PMO)。

国家環境戦略は2020年まで、短期的・長期的に実施する環境保護関連の計画、プロジェクトの全般的方向と目標を定めるために策定されたものである。戦略が公布されたのは、政府の環境政策と環境問題に関するその立場を周知徹底するためである。また、国の社会経済開発に沿って行う環境管理にラオス国民の参加・約束を促し、環境保護法その他の環境保護・自然資源関連法令の効果的な実施を促進することを狙いとする。地域・小

地域の環境保護条約及び協力協定に参加するラオス人民共和国の締約国としての約束を顕示するものでもある。国家環境戦略は持続可能な開発を確かなものにし、貧困撲滅、国民の生活改善に資することを目的とする。

国家環境戦略は、中央・地方レベルのさまざまな部門との広範な協調の結果として策定された。国及び地方レベルで長期にわたり協議を行った上で策定されたものである。この戦略は内外の諸機関を含めた利害関係者全員の参加を得、ラオス国民が積極的に貢献すれば、成功裏に実施され、その目的を達成できるはずである。

戦略は環境保護と自然資源の保全、国民の健康保護・増進に向けた最初の重要な措置を規定している。戦略実施後は、初期段階で得た経験に学び、戦略の見直しを行い、修正する。新たに起こった変化を適正に反映し、国の社会経済的發展の実態に即したものとするためである。

マレーシア

マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)
環境科学技術局 (BEST) 上級アナリスト
ノーハヤティ・ムスターファ
ワン・ポーシャ・ハムザ



1. マリーナ計画に批判殺到

映画「南太平洋」で有名なティオマン島開発の第一歩となる、4000万リングットを投じてのマリーナ計画が、環境NGOや海洋学者、ダイバー、リゾート経営者、観光客から抗議の集中砲火を浴びている。計画の実施は漁民や船頭、零細商人の生活だけではなく、同島の魅力でもある200種を超す絶滅寸前の大形二枚貝や300歳のサンゴなどを含む多くの生き物の生存をも脅かすことになる。ラジオのリスナー参加番組やマスコミの世論調査でも、圧倒的多数がマリーナ計画に「反対」している。あるダイビングセンター経営者は当局に対して、同島の問題となっている給水や廃棄物処理に注力するよう、強く要請した。またマレーシア労働組合会議も、当該計画の独立した、かつ全面的な再検討を、政府主導で行うよう要求している。

それに応じて、天然資源環境省 (MONRE) は当該計画の環境影響評価 (EIA) の事前設定条件のひとつである環境管理計画が提出されるまで作業を中止するよう命令を出した。パハン州のスルタン (首長) は、同時に、海洋局から報告がある



珍しい光景：このようなテーブルサンゴもティオマン島で計画されているマリーナ建設が認可されると破壊されてしまう。

Courtesy of The Star Online <http://thestar.com.my/news/>

まで作業の停止を命じた。この出来事から得られたポジティブな成果のひとつは、その直後、天然資源環境省が一定の要件を定めたことである。すなわち、以前は海洋公園プロジェクトでは予備的な環境影響評価を提出するだけでよかったが、今後は詳細な環境影響評価が必要となったのである。

2. 有毒廃棄物の不法輸入

2003年末に、ある企業が書類を偽造して有害廃棄物を台湾から輸送したことが発覚した。高濃度の重金属を含んだ11,879トンの廃棄物が銅のスラッジ塊と偽って輸入され、ジョホール州ラビスの煉瓦工場に貯蔵されていたのである。今年6月、天然資源環境省 (MONRE) はマレーシアが有毒廃棄物の「棄て場ではない」ことを強調する一方、この煉瓦工場が起訴されること、及び当該廃棄物は最終的に「原産国」へ返送されることを確認した。

直ちに台湾の環境保護庁 (EPA) ならびにマレーシア関税・間接税務局に対し、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (1980年)」に概説されているように承認書類なく廃棄物の輸入を認めないよう通知がなされた。ところが、マレーシアは同条約の締約国だが台湾はそうではないため、若干の困難が予想される。同月末、さらに別の、やはり台湾からの違法廃棄物の貨物がジョホール港パシルグダンで発見された。9月現在、連邦政府と台湾当局との話し合いがまだ継続中である。

3. ウミガメ保護へ取り締まりを強化

今年5月初め、サバ州沖で中国船籍の引網船に乗っていた16歳から48歳までの中国人16人がウミガメの死骸130匹、甲羅30個、生きたウミガメ3匹を持っていたため拘留された。殺されたこれらのウミガメはタイマイ及びアオウミガメで、いずれも、動物及びその体の一部の営利目的の取引を禁じる「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES) 付属文書1により保護されているものである。コタキナバル(KK) 市下級裁判所では、12名に対し無許可流し網操業とマレーシア海域におけるウミガメ捕獲の罪で有罪とし、懲役8ヵ月の判決を下し、他の4名は未成年者のため国外退去処分とした。

そのニュースも沈静化しない6月25日、今度は市民に人気のあるフィリピン人市場で野生生物保護局とコタキナバル市当局がウミガメの卵1,000個を押収した。外国人と思われる売手は逃走したが、ブルネイ人1人が卵を購入したとして警察の記録に載せられた。この事件は「野生生物保全法」に基づき捜査されることになっているが、ウミガメの卵を販売または所持して有罪となると、50,000リンギットの罰金または5年以下の懲役もしくはその両方が科せられる。

4. 生物多様性条約第7回締約国会議(COP7)とバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第1回締約国会議(MOP1)

生物多様性と生物安全性の問題は今年初頭に大きな話題となった。それがたびたびニュースに登場したことは驚くに当たらない。というのは、生物多様性条約(CBD)第7回締約国会議(COP7)が2月9日から20日までクアラルンプールで開かれたからである。このような会議を主催することはマレーシアにとって初めてであった。また、クアラルンプールでは「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」(CPB)第1回締約国会議も2月23日から27日まで開催された。

COP7では、生物多様性の損失への対応の緊急性が終始感じられた。マレーシアでは、生物多様性条約の目標に取り組む活動は各省庁で行なわれている。しかし、COP7に先立つ諸会議でマレー

シアの科学者は、同国が生物多様性研究への関与をさらに強化する必要があること、及び同国の生物多様性の系統的・一元的な現状把握システムを確立すべきであることを表明していた。

「遺伝子組み替え生物」(GMO)(国際条約では「バイオテクノロジーによって改変された生物」(LMO)として知られている)が環境やヒトの健康に及ぼす影響への懸念が、CBD初期の会議において、主としてマレーシア代表団から指摘された。バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書は2003年9月11日によく発効した。取引されるLMOの責任と識別の問題については強い姿勢で臨むことが第1回会議で示された。いま、LMOの混入した入国貨物の監視に必要な仕組みを整備することは各国の責任である。

5. 豊かな雨と水不足

全国的な水利管理状況が再び問い直されている。マレーシアは豊富な降雨に恵まれた熱帯国であるが、水不足と洪水に悩まされることは珍しくない。水の専門家によれば、降雨の配分が時間的・空間的に不均等とのことである。それはその通りだが、地域によっては老朽配管のため低水圧やゼロ水圧が発生するという問題や、およそ20ないし60%に達する高い割合の無収水(NRW)が消費者にも州政府にも困難をもたらしている。無収水の原因は老朽配管からの漏水、盗水及び不適切または不十分な集金システムである。マレーシアでは水や木材、土地のような資源は州の管轄である。マレーシアの州同士は水争いで戦争にまで行きつくことはないが、同じ水源から取水している州同士で時に論争が起きることがある。

前首相は引退前、給水管理を中央で一元的に調整できるよう、水利権を連邦政府に移管するという大胆な提案を行い、半島の全州を説得した。新首相は選挙後、水利管理問題を専門に処理・解決する新しい省を創設した。同省は水道事業民営化の見直しをはじめ全体的な対応策や、提案されている「全国水道委員会」の役割等を研究することになっている。

モンゴル

≡≡≡ モンゴル自然環境省
 ≡≡≡ 環境と持続可能な開発局 局長
 ≡≡≡ アユシュ・ナムカイ



1. 水に関する法律の改正

モンゴル国家大会議（モンゴル議会）は、「水に関する法律」の改正法を4月22日に制定した。この法律は、モンゴル給水部門における組織体制を確立し、各州知事、地方自治体、水問題に関わる政府機関、自然環境省、モンゴル議会それぞれの権限と職掌を定めることをその主旨とする。

同法はまた、河川流域の管理、水台帳、データベース、水利用許可制度、河川等監視など、水資源の適正利用、復旧その他、水及び水資源保護のための措置を定める。水及び水資源環境の保護と特別衛生制度の整備も、今回の改正に伴い新たに加わった。

同法に基づき、水量予測の修正がなされ、水利用料金を5倍から15倍引き上げる「水及びミネラルウォーターの利用料金に関する法律」が制定された。

2. 「水政策改革XXI」

水に関する法律の実施を受け、モンゴル政府は今後、15年から20年間で「水政策改革XXI」に基づき実施する活動に関する決議第159号を交付した。活動の目的と方向性は、水及び水政策の管理、水資源の適正利用を推進することにある。

2015年までに水利用率を均衡の取れたものにするため、放流規則を定め、大規模河川や湖放流時における水資源設備を設置し、地表水及び地下水利用管理の改善を図る。

3. クリーン開発メカニズム局の承認

国連気候変動枠組条約に基づく京都議定書が2005年2月から発効する。これを受け、11月19日付けの自然環境大臣命令第207号に基づき、クリーン開発メカニズムの整備・調整を図る委員会が結成され、クリーン開発メカニズム局の活動の方向性と事業予算、方針を承認した。同局設置の通知は、国連気候変動枠組条約事務局に提出された。

4. マンシュウアカジカ（学名：*Cervus elaphus* L.）の生息数調査

自然環境省の委員会は、マンシュウアカジカの生息分布問題を審議し、今年中に調査を開始することを決めた。この調査のため、科学アカデミー生物研究所、地方の環境局、地方自治体自然保護部局、特別保護区などの専門家で構成される調査班が31班結成された。調査班は国内14県の生息地域を調査し、全面積102,672平方キロメートルの地域に4,570頭のアカジカが生息していることが確認された。

調査の結果、アカジカの頭数は1980年代に比べ、14分の1から15分の1にまで激減していることが分かった。政府はアカジカの保護命令を公布し、該当する県に特別アカジカ保護計画の策定を命令した。

5. ボグド・オチルバニ仏教記念碑の建立

自然環境省の発案で、モンゴルの特別自然保護地域、オフテンゲル聖山にボグド・オチルバニ仏教記念碑が建立された。オフテンゲル山は標高4,021メートル、万年雪を頂くハンガイ山脈の主峰であり、森林や大草原を抱く山である。

オフテンゲル山は地域の人々によって崇められてきた山で、4年ごとにタクヒルガ (Takhilga) の祭りが催される。このオフテンゲル山タクヒルガの祭りは、大統領や政府高官、一般人が参加する伝統的な国家行事になっている。オフテンゲル山を中心とする95,510ヘクタールの地域は、1992年に国の特別自然保護地域に指定された。

このところ、オフテンゲル山に登る登山客が年々増えているが、彼らが利用する自動車や馬、その他の乗り物が、この地域の自然や生態系を傷つけている。

ボグド・オチルバニは古くから民衆の尊崇を受

けてきた神であり、記念碑ができたことでこの地が守られるようになると期待される。

6. 公園整備

国民に、より快適なレクリエーション環境を作るという、2003年8月12日付け自然環境省決議第143号に基づき、道路0.609ヘクタール、建物0.24ヘクタール、緑地3.313ヘクタールをハーン・ウル地域に建設する計画が始まった。

開始された公園造成計画では、作図や下準備の工事はすでに終わっている。面積206,800平方メートルの地域におけるオフィスビル建設、深井戸掘り、4ヘクタールの土地の地ならし、940平方メートルの土地整備も完了している。ポプラや桜桃など、ロシアから運んできた12,000種もの樹木が公園に植樹された。

ネパール

フリーランス・コンサルタント
プール・チャンドラ・スレスター



1. 温暖化が進むネパール、周辺地域に警鐘

ネパールを世界に知らしめた雪を頂いた山々は、同国と地域全体にとって災いにもなりうる。雪が驚くべき速さで溶け始めているからだ。その結果、海岸地帯が水没するだけでなく、避難場所を求める何百万という被災者がネパールのような海拔の高い地域に追いやられることにもなりかねないのである。

世界最高峰であるエベレスト山を含め、ネパールには世界で最も高い頂のうち8つがあるが、研究によると、これらの山々の氷雪は地球温暖化のため1年に0.5インチの割合で溶けており、海水位の驚くべき上昇を引き起こしているという。

ビカシュ・パンディによれば、150カ国3,000人を超える科学者で構成されている気候変動に関する政府間パネルの第3次評価報告書は、2100年までに海面が0.1メートルから0.9メートル上昇すると試算している。同報告書はまた、凄まじい気温の上昇も予測している。2100年までに、地球の気温は摂氏1.4度から摂氏5.8度の間で上昇すると予測がなされている。

先進工業国を中心とする温室効果ガスの過度の放出が引き起こした地球温暖化現象は、途上国の独特で豊かな生物多様性に被害を及ぼしつつある。

出所：『The Kathmandu Post』2004年10月1日

2. バグマチ川からヤムナー川までのバイオトラックの建設が始まる

野生生物と林産物の保護、保全及び助成を目的

として、ネパールのバグマチ川からインドのヤムナー川までのバイオトラックの建設が始まった。

このバイオトラックは、森林土壌保全省のタライ地域計画に基づいて建設されている。目的は、野生生物が移動しやすいようにすることで、生息地域の目標をインド・ネパール国境周辺に位置する15の野生生物保全地域にまで拡張することにある。

バンケ・スリダール・ウパデヒヤーヤの生物多様性保護団体会長によると、世界自然保護基金の協力のもとに、王立バルディア国立公園を同地方の他の野生生物保護地域と連結させる作業が、様々な地域社会が参加して既に始まっている。

ネパールの王立バルディア国立公園、スクラファンタ野生生物保護地域、カンチャンプル、チトワン国立公園、パルサ野生生物保護地域及びアンナプルナ保全地域はバイオトラックで結ばれることになり、その後、インドの野生生物保護地域10カ所と連結される予定である。

出所：『The Rising Nepal』2004年7月13日

3. ネパール猿の捕獲利用に対する懸念

米国に本拠を置く2つの動物保護団体が、ワシントン大学が研究という名のもとにネパールのアカゲザルを捕獲利用していることに対して懸念を表明した。これらの団体はネパール政府に対して、生きた霊長類を同大学に送るのは止めて欲しいと訴えた。

シアトルに本拠を置く「動物利用即ストップ」と「国際霊長類保護連盟」は、ネパールの霊長類を被害から守るためにも、ワシントン大学との関

係を断つようネパール政府に求める声明を記者会見で発表した。

これらの動物保護団体は、ネパール政府が霊長類の捕獲利用を合法化しようとしていることについても、深刻な懸念を表明している。声明は、ネパール政府がネパールのサル研究所に米国が資金を提供することを許可しているとも主張した。

これらの動物保護団体が主張するには、ワシントン大学は附属研究所においてサルに危害を加えているとのことだ。ワシントン大学では、霊長類の4匹に1匹が、または1日あたり2匹の割合で病気または実験により死亡しているという。

出所：「The Kathmandu Post」2004年6月8日

4. 医療廃棄物処理規則書

医師、医療施設及び病院が、医療廃棄物を非科学的な方法で処分しても責任逃れができる時代はすでに終わりを告げた。行き当たりばったりの医療廃棄物処理は、首都カトマンズに暮らす人々の健康に脅威をもたらすと同時に、環境汚染の原因となっている。

記者会見の席上で、カトマンズ市は、市内の病院と医療施設は医療廃棄物管理規則書に従わなければならないと述べた。国立歯科病院（NDH）、国立腎臓治療センター及びシャヒド・ガンガラル国立心臓センターは、同規則書の第一段階を実施するにあたって、これを厳格に遵守することになっている。他の病院や医療施設もこれに従うことになるだろう。

本規則書を作成したのは、カトマンズ市と国立歯科病院である。本規則書は世界保健機関の基準をベースとしているため、どんな病院や保健医療施設であっても活用できる。カトマンズ市のラム・プラサド・シャーマ行政官によると、市はすでに規則書を実行するための必要な予算を割り当てているとのことだ。カトマンズ市は、発生源から医療廃棄物を収集する2台の特殊車両と1基の焼却装置を購入済みで、さらに1台の加圧滅菌装置を購入することになっている。

出所：「The Kathmandu Post」2004年6月1日

5. 貧困の緩和を目指す共有林

森林課の共有林部（CFD）は、共有林に関する全国セミナーを開いた。当セミナーは、貧困の緩和、持続可能な森林管理及びグッドガバナンスに重点を置いたものであった。共有林というコンセプトは1978年から実施されている。ネパール初となるこの計画は、地域社会が参加することによって、生物多様性の保全と地殻の改質という面において非常な成功を収めた。

ネパールの全森林の25%にあたる約110万ヘクタールがすでに13,000の利用者団体に譲渡されている。総人口の35%にあたる約140万世帯がこの計画の恩恵を受けている。共有林は、ネパールに民主主義を根付かせただけではなく、国民には活力を与えている。約35,000人の女性が地域社会で指導的な立場に就いた。このような森林から得られる収入は貧困の緩和に活用されている。共有林からの収入は年間9億ルピーに達する。この資金は地域の教育、保健、道路建設及び飲料水に費やされる。

出所：「The Himalayan Times」2004年8月5日

6. 最高裁が政府に対してポリエチレン使用の危険性に関する調査を指示

最高裁判所は、国民の健康及び環境への有害性を解明するため、ポリ袋の製造と使用について調査するよう人口環境省に命じた。

最高裁判所は、調査の結果、ポリ袋が公衆衛生と環境に危険をもたらすことが確認された場合、ポリ袋の生産を禁止して代替品を模索しなくてはならないと指示を出した。この命令は、1年前に法廷弁護士サントシュ・クマ・マハトによって申し立てがなされた公益訴訟に対する回答である。原告は、政府当局がポリ袋の違法な生産を許可していると糾弾した。

請願書はさらに、政府のこのような行為が、国民が健康に暮らす権利とカトマンズ渓谷の清浄な環境を軽視する一因になるとも述べている。人口環境省はすでに20ミクロン未満のポリ袋の生産を禁止しているが、原告は全てのタイプのポリ袋を締め出すよう求めている。

出所：「The Himalayan Times」2004年11月20日

ニュージーランド

ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)
ニール・エリクソン (所長)
クレア・ギブソン (情報・出版事務官)



1. 洪水危機管理の見直し

ニュージーランドでは、今年すでに二度の大洪水に見舞われている。一度目は2月にマナワトゥ地方とウェリントン地方で発生したもので、二度目が7月にベイ・オブ・プレンティ地方で発生したものである。これらの大洪水は、経済に大打撃を与え、社会と環境の混乱を招いた。これらの災害は治水システムの機能不全に起因する側面もあったため、ニュージーランド政府は洪水危機管理と治水システムを見直すことに決めた。見直しは、内閣や民間防衛危機管理省を含む中央官庁及び各地方議会との協議のもとに、ニュージーランド環境省が行うことになっている。見直しの目的は、現行の河川管理と洪水危機管理方法の評価、運営上の長所と短所の特定、及び何を変えることが必要であるのかをはっきりさせることである。

洪水危機管理の責任は1989年に地方自治体に移管されたため、今回の見直しでは地方議会が提起した河川管理及び河川工学の問題点、基準及びベストプラクティスの調査も検討される。

ベイ・オブ・プレンティ地方では、気候変動と



ベイ・オブ・プレンティ地方のワカタネで発生した洪水 (2004年7月)
Copyright©Larry Dixon

変化及び土地利用の変化が今後の洪水被害にどのような影響を与えるのか、また、州議会や地方議会における総合的洪水危機管理政策の整備と実施に対する障害を削減する最良の方法は何であるのか、ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI) が研究中である。

出所: www.beehive.govt.nz/

Ministry for the Environment, Environz,
November 2004.

2. 資源管理法の改正

1991年に施行された資源管理法 (RMA) は、ニュージーランドにおける環境計画の革新的なアプローチのさきがけとなった。これは天然及び物理資源の持続可能な管理を促進することに焦点を置いたものであり、世界をリードするものとみなされた。天然資源を利用、開発する際には、それがいかなる場合であれ、環境に悪影響を及ぼすことが考慮されるべきだとされたのである。州議会や地方議会はこれを管理するために、環境への影響を配慮することを基本とする政策と計画、及び資源を利用するための申請書を提出して承認を受けることを定めた。

政府による資源管理法の実施は、種々の理由で物議をかもしている。それゆえ、同法を最近見直して、その実施方法を改善しようという動きが出てきた。焦点となるのは主に以下の領域である。国の利益と地方の利益とのバランスを取ること、地方の計画の要件を変更して計画立案過程を改善するための選択肢を設けること、政府は国家として重要な事柄に関する国の政策綱領と政策基準を

定めて、より明確な指示を各議会に与えること、提案と意見聴取の両プロセスを改善すること、資源利用に関する承認及び意思決定プロセスを改善すること、天然資源の割当てに関する選択肢を提示すること、及び意思決定者の認定を含む地方自治体の処理能力と実践力を向上させることである。

出所：Ministry for the Environment, *Environz*, August 2004.

Ericksen, N., Berke, P., Crawford, J., and Dixon, J. (2004). *Plan-making for Sustainability*. Aldershot, England. Ashgate.

3. 国の新しい環境基準

1991年資源管理法（RMA）により国の政策綱領と政策基準を準備することができるようになったにもかかわらず、同法に定められた沿岸海域を除いては、政府はそれらを実行しなかった。しかしながら、今年になると、政府は初めて全国規模での環境基準を承認した。このため、資源管理法に基づく意思決定をより確かなものとするための、地域という垣根を越えた一貫性のある基準を設置することが可能となった。基準の対象となるものは、微粒子、一酸化炭素、二酸化窒素、二酸化硫黄及びオゾンに関する環境基準、ダイオキシンその他の有害物質を発生させる行為の禁止、都市部における新型暖炉の設計、及び埋立地ガスの収集・処理である。

この基準は研究と科学的証拠に基づいたものであり、環境省が地方自治体、産業界及び地元社会と協議の上で作成したものである。

出所：www.beehive.govt.nz;

Ministry for the Environment, *Improving the RMA: Progress Report on Achievements*, 2004.

Ericksen, N., Berke, P., Crawford, J., and Dixon, J. (2004). *Plan-making for Sustainability*. Aldershot, England. Ashgate.

4. フィヨルドランド海洋域の創設

10月に政府は、世界でも極めて珍しい環境と稀有な生物多様性ゆえにユネスコ世界遺産に登録されたフィヨルドランドの環境を保護するため、

新たに「フィヨルドランド海洋域」の創設を発表した。このイニシアティブは、地元社会、マオリ族、商業及びレジャー産業における利害関係者を代表する「フィヨルドランドの漁業と海洋環境を守る会」が提唱する、海洋資源管理の独特なアプローチである。

計画されている「フィヨルドランド海洋域」は約918,000ヘクタールに及び予想され、ミルフォード・サウンドとダウトフル・サウンドの水域を含むものである。同海洋域には、海洋保護区8カ所（計9,430ヘクタール）と禁漁区域1カ所（36,000ヘクタール）が新たに含まれることとなるだろう。中央政府と地方自治体に対する地元諮問委員会として「フィヨルドランドの海洋を守る会」が結成されることになっている。

この新たな「フィヨルドランド海洋域」と管理体制を創設するため、本年末までには特別法案が議会に提出される予定である。

出所：www.beehive.govt.nz/ViewDocument.cfm? DocumentID=21094

Ministry for the Environment, *Environz*, November 2004.



フィヨルドランドのミルフォード・サウンド
Copyright ©Claire Gibson

パキスタン

地球環境戦略研究機関 (IGES)

主任研究員

ムシタク・アハマト・メモン



1. カラバ・ダム建設決定へ

パルヴェーズ・ムシャラフ大統領は、カラバ・ダム建設を数週間うちに発表することになっている。経済、環境そして政治の各方面に様々な影響を及ぼすと思われるこのような大規模プロジェクトに広範囲な世論を一致させることは不可能であるというのが、大統領の考えだ。利害関係者の意見を一致させるため、技術面及び政治面での種々の委員会が結成されたが、現在のところその試みは成功していない。主な争点となっているのは、利用可能な水量についてである。ダム建設支持派は、決定を下すのが遅れたために過去27年間で4,000万エーカーフィートの水が無駄になったと主張する。その一方で、反対派は、下流域の住民に深刻な経済面及び環境面での帰結をもたらす水不足はすでに存在しており、このダムができたところで4県のうち3県のほとんどの地域で依然水不足が続くと主張している。生物多様性を保護すると同時に農業用使用可能水量を向上さ

せるために、インダス川の主として下流域により小規模の貯水池を造るべきであるというのが、反対派の意見である。30年に及ぶ論争に決着をつける決定が大統領によってなされれば、それは現政権による重大な決定事項の一つとなるだろう。

出所：Daily "The News" 7 September 2004, Daily "The Dawn" 13 October and 16 November 2004

2. 清浄な飲料水を提供するための砒素監視・軽減プロジェクト

政府は、清浄な飲料水を提供するために砒素を監視し軽減するという、3,580万ルピーのプロジェクトを承認した。パキスタンの砒素問題は、種々の試験を通じてその解決策が模索されてきた。最近の調査によると、パキスタン総人口の30%が、公共部門の地元給水業者から供給される飲料水を利用している。これら利用者の80%が、人間の健康に深刻な影響をもたらす可能性の



インダス川下流域を利用する人々
Copyright ©Author



パキスタンの田園地帯における飲料水
Copyright ©Author

ある汚染の脅威に直面することは必至だった。南パンジャブ地方や中央シンド地方のこうした状況は憂慮すべきものであり、田園地帯の社会経済的な背景を考慮した場合には、バングラデシュの状況にやや似ている。最近、パキスタン水資源研究委員会（PCRWR）は、粘土製ピッチャー、プラスチック製重力流及びセラミック製カートリッジといった、低コストの砒素除去技術も開発した。しかし、半年以上モニタリングした結果、粘土製ピッチャー式砒素除去フィルターが最も実用性のある技術であることが分かった。

出所：Daily "Dawn" 3 October 2004

3. カラチ市長が北九州市長に環境問題について協力を要請

カラチ市の法廷弁護士であるナイマチュラ・カーン市長は、8月4日に北九州市の末吉興一市長を訪問し、環境問題での協力に関する話し合いを行った。カラチ市は人口約1,000万を擁するパキスタン最大の都市である。カラチ市は2つの主要港を持つ港湾都市で、国内各地や近隣諸国から多数の経済移民が集ってくる。このような人口の流入が、公共サービスと環境に非常に大きな圧力となっている。パキスタン国内で進行中の地方自治体分散化によってより多くの責任を負うこと

になった市当局にとって、給水と公衆衛生、ごみ処理事業は重要な課題となりつつある。日本の各都市が非常に効果的かつ効率的なシステムを有しているため、カラチ市長は、ごみ処理事業に関して是非とも技術協力を求めたいと考えたのである。同市長によれば、北九州市の経験は、カラチ市が効果的なごみ処理事業のための地方レベルでの行動計画を策定・導入するにあたって参考になるとのことだ。このような関係は北九州港とカラチ港間の貿易結合を発展させるものであるとして、北九州市長はカラチ市との協力を前向きな姿勢を示した。

4. 国際自然保護連合が選ぶ、アジアにおける環境メディア賞、本年はパキスタンが受賞

国際自然保護連合（IUCN）は、第3回世界自然保護会議（11月17日～25日）をバンコクで開催した。地域別のメディア賞受賞者は発表済みであり、アジアにおける受賞者は月刊誌「ニューズライン」のマスード・アンザリ氏である。受賞対象となったのは、アンザリ氏が書いた「知られざる物語」。パキスタン最大の都市カラチ沿岸で起きた最大の油濁事故の一つを題材にしたものである。約67,500トンの原油を積んだギリシャ船



カラチ市長が北九州市長に環境問題について協力を要請

Copyright ©Author

籍の石油タンカー「タスマンスピリット」がカラチ港近くに漂流し、座礁したのである。その過程で船底にひび割れが生じ、タンカーが破壊し、大量の油が海中に流れ出した。24,000トンから26,000トンの油が現在もなお海中にあり、これが同水域の海洋生物全体に打撃を与えたため、その環境が回復することはないだろうという見方がなされている。煙霧や漏れた油との直接的な接触は、住民の健康に計り知れない影響を与えた。この惨事に対処すべく、当局は十分な配備もしなければ、必要となる人員を配置することもしなかった。水没した石油タンカーの後部がようやく同水域から引き船で撤去されたのは6ヵ月後のことで、元に戻すことはできない破壊された環境と、告訴と反訴を求める長期にわたる裁判と保険面での問題が後遺症として残った。

出所：IUCN/Reuters October 2004, Daily "Dawn" 7
March 2004, Daily "The News" 7 September
2004

5. 都市部の大気環境改善に関する全国ワークショップ

クリーン・エアー・イニシアティブ・アジア (CAI-Asia) は、地域の利害関係者や国際機関と協調して、「都市部の大気環境改善に関する全国ワークショップ」(12月13日～15日)をラホールで開催する。本ワークショップの目的は、パキスタン国内における大気環境管理活動を活性化し、また、パキスタンの主要都市(ラホール、カラチ、イスラマバード/ラワル・ピンディー、ペシャワール、クウェッタ等)の大気環境管理を強化することにある。パキスタンの「宇宙高層大気研究委員会(SUPARCO)」は、エネルギーや国連開発計画(UNDP)の委託を受けて、主要都市における大気環境監視に関する全国基準の研究に着手した。より良い大気環境管理のためにパキスタンがいかなる方策を採ったかということについて、本ワークショップは提言を採択することになっている。ワークショップの開会を告げるのは環境大臣の予定だ。

フィリピン

三 フィリピン大学
 三 国際法律研究所
 三 教授・所長
 三 マーリン・M・マガローナ
 三



1. 台風、土砂崩れ、死者そして森林破壊

台風「ビオレタ」「ウィニー」に続き、超大型台風「ヨヨン」が12月1日から2日にかけて猛威を振るった。「ヨヨン」はルソン島東海岸に甚大な被害をもたらし、台風の進路上では1,300人以上もの死者が出た。死者のほとんどが土砂崩れと鉄砲水に巻き込まれたもので、山から丸太が滑落するなどによって被害が拡大した。12月第2週になっても、鉱山労働者や軍人たちが、泥流や瓦礫の中に生存者がいないかどうかを捜索していた。フィリピン国家災害対策委員会（NDCC）によれば、少なくとも19,789世帯が「ヨヨン」によって家屋を失ったとのことである。

広範囲にわたる森林破壊が土砂崩れや洪水を引き起こしたことは明らかであり、グロリア・マカパガル・アロヨ大統領はこの地域の違法伐採を非難した。土砂崩れや洪水によって1,000人以上の命が奪われ、環境が破壊されたことの責任は違法伐採者に償わせると、アロヨ大統領は明言している。「彼らの罪は、テロリスト、誘拐犯、麻薬密売人のそれに等しいものだ」と、彼女は記者会見で語ったという。

最も「ヨヨン」による被害の大きかったケソン州の海沿いの町レアルを視察した大統領は、新聞記者に対して、「全ての（伐採）許可証を取り消して、申請中の許可証についても交付を保留する」と述べた。その後、議会に対しては、環境法を改正して違法伐採者に対する罰則を強化するよう求めている。

国際社会からも多くの人道援助が寄せられたこの災害の対応策として、アロヨ大統領は全国規模での伐採禁止措置を取った。マイケル・デフェン

ソール環境天然資源省長官とラウル・ゴンザレス法務省長官に対して、悪辣な不法伐採者を一カ月以内に起訴するよう指示を出した。これを受けて、デフェンソール長官は、ケソン州レアル、インファンタ、ジェネラル・ナカル及びアウロラ州ディンガランの各町で、伐採禁止を命じた。

議会では、数年にわたって保留となっていた包括的伐採禁止法案が、またたく間に下院を通過した。この法律が成立すれば、伐採禁止期間は25年間続くことになるだろう。

報道関係者が得た情報によれば、台風「ヨヨン」の直撃を受けたケソン州とアウロラ州では、21万6千ヘクタール以上の森林で、森林使用許諾契約、産業植林賃貸契約、産業外国管理契約に基づいた伐採が認められている。森林使用許諾契約に基づく伐採許可証はアウロラ州及びケソン州の木材会社3社に発行されており、その対象面積は合計10万6,254ヘクタールに及び。

出所：「Philippine Daily Inquirer」（2004年12月1日・2日・3日）、「Today」（2004年12月3日・4日・5日）、「The Daily Tribune」（2004年12月5日）、「Malaya」（2004年12月12日）、「The Japan Times」（2004年12月1日・2日・5日）、「The Daily Yomiuri」（2004年12月5日）、「Financial Times」（2004年12月2日）

2. 水質浄化法2004が発効

「フィリピン水質浄化法2004」と呼ばれる総合的な水質管理に関する法律が、5月6日に発効となった。この法律は、フィリピン議会を通過した後、3月22日にグロリア・マカパガル・アロ

ヨ大統領の承認を得た。「あらゆる水域」を管理対象に、「地上からもたらされる汚染を軽減し抑制すること」を目的とする。

発表された他の政策の中でも特にこの新法は、「国の水資源の汚染を防止、抑制、軽減するための措置や手続きの効率化」を目的としている。本法案はまた、「水質を管理するための全体的な国家プログラム」と、「プロジェクト・プログラム及び活動による短期的かつ長期的な『負』の環境影響に関する責任体制」の強化を呼びかけるものである。

この新法の主たる実施機関は環境天然資源省(DENR)である。環境天然資源省は「水質管理地域」を指定し、本法案が実施された際には、地域ごとに運営委員会を設置して管理にあたらせる。各地域の水域を維持管理するために、「地域水質管理基金」を設立する。環境天然資源省は、各水質管理地域の自治体が徴収した「汚水を水域に排出した行為」に対する罰金を基準にして、排水課金制度を導入することができる。

この新法は、領有支配圏内の水質管理に関して、各地方自治体の果たすべき役割も定義している。水質管理に関わるプロジェクト、テクノロジーまたは活動が傑出したものであり革新的であると認められた場合には、個人であるか民間団体であるかを問わず、インセンティブや報酬が与えられる。インセンティブには税額控除や貸付などがある。水域を汚染した場合には、法の定めるところにより処罰されることになり、民事責任も負うことになる。

出所：「CD Technology Asia, Laws Philippine Edition 2004 Bulletin」、*Files of Bills Division, House of Representatives, Constitution Hill, Quezon City*

3. 環境オンブズマン事務局の創設

国が定めた環境法案を実行しなかった役人や、問題に対して必要な措置を取らなかった役人に対する苦情は、これからは、新設されたオンブズマンの調査部門である環境オンブズマン事務局に提出されることになる。2月3日に、オンブズマンの一人であるサイモン・マルチェロがフィリピン弁護士会(IBP)との合意文書に署名して、新事務局は正式に発足した。

全国に4万人以上の会員を擁するフィリピン弁

護士会は、新事務局で働く役人に対して訴訟を起こす場合には、無償弁護を引き受けると申し出た。記者会見の席上で、マルガリート・ヘルバシオ副オンブズマンは、フィリピンには「130もの環境関連法案があるが、役人の不祥事に対して人民は不満を抱えると同時に失望している」と語った。

オンブズマンとは、「違法、不正、不適切、非効率」な個人または役人の行為を監視するために、憲法によって認められた機関である。職権濫用や不正を防止あるいは是正するために、役人や政府機関に査察を入れる権限も、オンブズマンは有している。

出所：「Philippine Daily Inquirer」(2004年2月4日)

4. 道路建設のための森林伐採に農民が抗議

マニラから約90キロ離れた海岸地方ハーシェンダ・ロオークでは、団結した農民たちが、政府が道路建設のために4,000本の木を切り倒そうとしていることに反対して、4,000本の蠟燭に火を灯す抗議行動を行なった。農民以外の住民もこの抗議行動に参加し、農園や果樹園を横切るように整地するブルドーザーを阻止するために結束した。

住民グループの代表者であるレオナルド・セビラ氏は、「私たちの森林の死は、農村の死を意味する。政府が道路建設を強行する以上、私たちは差し迫った死を嘆くしかない」と語った。道路建設はナスグボ・テルナーテ観光道路の一部であり、国が進めるカラバルソン計画の一環である。本計画のマスタープランを作成したのは日本政府のある開発機関で、日本の多国籍企業に関係する労働集約型下請会社をここに移転させるつもりであった。

ハーシェンダ・ロオークの平野には1,700ヘクタール以上の農場が広がり、米、トウモロコシ、野菜、サトウキビが栽培されている。高地ではマンゴー、バナナ、パラミツ、スターアップルが栽培されている。ハーシェンダ・ロオークにおける道路建設は、地元社会の抗議活動のため、行き詰ったままである。

出所：「Philippine Daily Inquirer」(2004年11月2日)

5. 節水を心掛けて入浴は一緒に

「節水のためにも、パートナーと一緒に入浴しよう！」

これはマニラ首都圏における節水政策を劇的に表現したものである。環境天然資源省と国家水資源委員会（NWRB）は、このような文句を使って水不足に陥る恐れがあることを訴えている。

2ヵ月間雨が降らなかったため、マニラ首都圏1,000万世帯以上の水源であるアンガット・ダムが水量が減っている。国家水資源委員会によると、1月8日時点でのアンガット・ダムの貯水量

は、渇水基準水位を4.75メートルも下回ったという。

エリシア・ゴズン環境天然資源省長官は、「渇水の恐れがあるという警告は早くから発していた。夏季に向けて状況がさらに悪化することを憂慮している」と述べた。しかし、すでに2003年12月15日よりマニラ都市圏では給水制限が実施されており、8万世帯が水なしの生活を余儀なくされていると、ラモン・アリクパラ国家水資源委員会委員長は語っている。

出所：「*Philippine Daily Inquirer*」（2004年1月9日）

ロシア

地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)
 会長
 アナトリー・レベデフ



1. 石油パイプライン開発計画と政府戦略

ロシア政府と環境保護団体の双方にとって、シベリアの石油を太平洋市場に送り出そうという取り組みは、今年も最大の関心事であった。国営企業のトランスネフチ社は冬の初めに、イルクーツクからプリモリエにわたる全地域の首長と共同で、いわゆる新パイプライン建設プロジェクトの承認を取り付けるキャンペーンを展開した。この新プロジェクトはシベリア・太平洋パイプライン建設プロジェクトと呼ばれるもので、起点は当初のアンガルスクではなく、西シベリアのタイシエトに変更されており、これにより同地方の産出量が増え、パイプライン全体の年間総送油能力も5,000万トンから8,000万トンに増える見込みである。旧プロジェクトや、環境団体から反対にあった経験に学び、トランスネフチ社は関係地域すべてにおいて大規模に公開討論会や公聴会を開いた。昨年、パイプライン建設問題で大いに活躍した地域環境NGOは、この投資前段階でトランスネフチ社が法手続き違反や報告義務違反を犯していることを突き止め、聴聞会の開催を要求した。聴聞会は法的には国の審理の前か、あるいはそれと同時に開かれるものと見られる。だが、トランスネフチ社は一般の批判をことごとく無視し、聴聞会に報告書を提示することを拒み、さらに真に民主的な手続きを避けるためだけの目的で偽装のNGOを設立した。一方、専門家の間では、シベリアにそれほど石油はないという意見が多い。いずれにせよ、トランスネフチ社はNGOに提訴された次の裁判の成り行きを待っているところである。

出所：地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)
 による独自分析



バルチック海沿岸地域での石油パイプライン建設
 Copyright©Alexander Sutyagin, project "Monitoring BTS"
 (Baltic Pipeline System)

2. 新たな仕組み、新たな問題

今年実施された行政改革の一環として、ロシアの天然資源省では大幅な組織再編が行われた。その再編には、環境保護団体から絶えず猛烈な批判の声があがっている。まず改造の槍玉に挙げられたのは国家森林庁と環境保護制度であった。国家森林庁の廃止と同時に、森林民有化の試みとして、政府部内では新たな「森林利用規範」を策定する動きが起こった。その動きに気をとられ、「森林利用規範」の最適化に向けて広範な社会運動を起こそうとしていた環境保護団体は、汚職と違法伐採の問題を抱える林業及び地域社会の現状にあまり注意を向けることができなかった。環境保護制度については、天然資源の管理と産業活動の監視を分離しようとする新たなモデル作りがその目的であった。かくして2つの異なる政府機関がこの秋に誕生した。保護区と環境影響評価を担当する各部門で構成される、天然資源省部内の資源利用

管理局と、独自に環境影響評価を行う連邦政府部内の環境原子力技術管理局である。両機関とも、もうひとつの天然資源省部門である森林局と同様に、商業活動の監督権限を持たない。当然の成り行きとして特定資源利用監視部門には野生生物の管理権限も、漁業監督権限も与えられなかった。新たに誕生した政府機関は、環境保護制度を以前よりもさらに役に立たないものにする結果となっている。

出所：地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC) による独自分析

3. 地域社会に根付いた林業と違法伐採

北西ロシアから極東ロシアにいたる森林資源に恵まれた地域の多くの地方行政機関は、違法伐採と材木市場の問題の解決策を見つけようと絶えず努力してきた。プリモリエは90年代半ばに始まったこの問題の発祥の地であり、それだけにこの地方では多くの制度上の対策が策定され、試みられた。丸太の特別輸送証明、材木置き場数の制限、通関検問所の設置、絶滅危惧種材の伐採・輸出禁止、特設森林監視タスクフォースの設置等、さまざまな対策が講じられた。他の地域はプリモリエの経験に倣って、独自の対策を実施したが、大抵はあまり効果のない行政上の対策で、しかもその対策は民事法や州の慣習法に違反するとして、検察当局から無効にされてしまった。その結果、違法な伐採は年を追うごとにひどくなり、ロシアばかりか、中国にまで広がって地域社会に根付いており、ようやく多くの識者も問題の深刻さに気付くようになった。国の森林管理制度は森林資源の調査や保全にまで手が回らず、森林管理業



保護地域であるプリモリエ・ビキン川を下る森林監督官
Copyright ©Galina Stetskaya, NGO "Eco-Patrol"

務は民間の手にゆだねられることになった。公に森林を貸し出す者たちに比較すれば、違法に木々を伐採する者たちの方が、森林に与える影響ははるかに少なかった。一方、地域社会の観点から見ると、賄賂等、違法伐採者や貿易業者が中国人卸売業者から得る利益は地域社会のものであったが、役所に徴収される手数料や税金は予算に回され、地域社会に還元されることはなかった。従って現在では、まず違法伐採を地域社会に根付いた林業と外国人によるものとに区別した上で、地域に根ざした林業を公的に支援し、一部森林を貸し出すという漸進的な策が取られている。

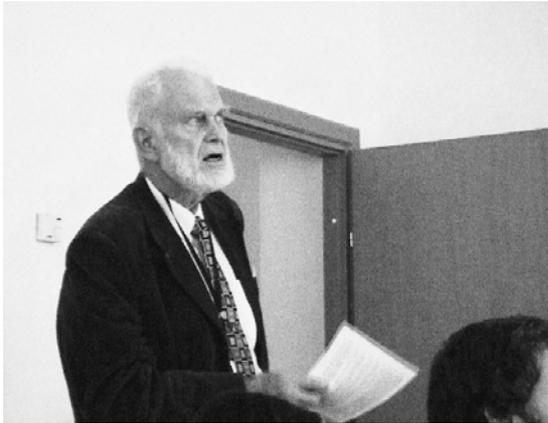
出所：地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC) による独自分析

4. ロシアに緑の党誕生

この数年間で、ロシアの環境保護運動は、国の圧力が高まる中で経済開発政策全体に実質的な影響を及ぼし、市民団体の力を強化できるまでに成長した。市民フォーラム2000以後、政府は環境保護団体を弾圧する戦略を打ち出した。政府と大統領はまるでそれだけが唯一の目的のように金策に専念した。資源に依存するロシアにとって、金策とは、自然資源を際限なく開発し、環境に大きな影響を与えることを意味した。違法な資源利用を適正に抑える政治的な意図も、またその能力もない政府は、さらに合法的な利益を得ようと企業に盛んな資源開発を奨励する有様であった。今年初めの大統領選挙と議会議員選挙以後は、議会にも新政府にも環境保護意識が欠如していることが明白となった。そこで立ち上がったのが、環境問題の第一人者である政治家アレクセイ・ヤブロコフ博士である。ヤブロコフ博士はロシアに緑の党を結成し、将来において議会の枢要な地位を占めるべく、活発に運動している地方環境保護団体の勢力を結集しようとした。この努力はしかし、思ったよりはるかに難しかった。活動中の地域環境保護団体は、外国からの補助金に依存しすぎている団体がほとんどであり、その上、政治活動の経験もまったくないものが多かったからである。ヤブロコフ博士の取り組み以外に、民主的な環境保護団体の勢力を結集しようという地方レベル及び全国レベルの動きがある。政党の登録が行われる年末までに、執行委員会が組織され、また一部

の地域では、先駆け的団体が第一回目の会議開催の準備を始めている。2005年には、緑の党がロシア政治の表舞台に登場するものと見られる。

出所：地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)
による独自分析



結成途上にある緑の党の首唱者である、
アレクセイ・ヤブロコフ博士
Copyright ©Anatoly Lebedev

シンガポール

アジア太平洋環境法センター (APCEL)

所長

ケン・リャン・コー



1. 環境水資源省 (MEWR)

環境省 (ENV) は9月1日に環境水資源省 (MEWR) と改称された。

出所: mewr_feedback@mewr.gov.sg

環境水資源省はシンガポール国民に清潔な生活環境を保証し、伝染病の蔓延を防ぐ高い環境衛生基準を達成することをその使命とする。同省の主たる目的は次のとおりである。

- 固体・液体廃棄物処分及び雨水貯留のための最適な環境インフラストラクチャーを構築する。
- 公害対策を実施する。
- 教育、監視、励行により高い公衆衛生基準を確立する。

出所: <http://app.env.gov.sg/view.asp?id=SAS442>

2. 国家環境庁の改革

2002年7月1日に環境省が再編されたのに伴い、国家環境庁 (NEA) の更なる機構改革が実施された。2003年に環境保護部 (EPD) が、今年、気象部 (MSD) がそれぞれ再編されて、現在のNEAはこの2部で構成されている。環境保護部は環境汚染監視、公害防止事業を実施する。国内4ヵ所の廃棄物焼却場と海上埋立処分場の運営も行う。エネルギー資源保護と埋立処分場の保全のため、廃棄物の発生量を抑えるための計画を積極的に実施、リサイクルと省エネ事業を行っている。環境保護部と気象部は密接に協力し合い、大気汚染の防止に努めている。

出所: <http://app.nea.gov.sg/>; 「NEA年次報告書 2003/04年」

3. 動物鳥類に関する2004年規則 (実験動物の飼育・利用) (第S668号)

動物鳥類法 (シンガポール法第7章) に基づいて、動物鳥類に関する規則が定められている。

この動物鳥類に関する規則に基づき、調教及び研究用の動物を飼育・利用するには、11月15日から農食品・家畜庁 (AVA) の免許が必要になった。この規則に違反すると、1万ドル以下の罰金または12ヵ月以下の懲役もしくはその両方の刑に処せられる。免許所有者は規則に従って実験用の動物を扱い、保護・飼育しなければならない。また研究施設について、制度的動物飼育・利用委員会を任命することが義務付けられている。制度的動物飼育・利用委員会の業務は規則に定められている。動物鳥類法による長官の権限も定められており、長官は業務を果たしていない免許所有者の制度的動物飼育・利用委員会の解散を命ずることができる。動物の飼育・利用に関するプロジェクトを計画しても、それが動物鳥類に関する規則の定める要件に合致していなければ認められない。

4. 重症急性呼吸器症候群（SARS）： 『その後を決定付ける瞬間：シンガ ポールはいかにしてSARSを克服し たか』チュア・ムイ・フーン（著） の出版

今年上梓された本書は、政府の全面的支援を得て、シンガポールがいかにしてこの感染症を克服したかを記録したものである。誰もが世界中を短期間で飛び回ることができるこの時代にあって、ウイルスのグローバル化がいかに遠くの地域まで人畜共通の感染症を運ぶことができるかを考えると恐ろしい限りである。本書は、国境を越えたウイルスによる人畜共通感染症のグローバル化の影響を克明に描写しており、SARSウイルスがいかに驚くべき速さで蔓延したかを検証している。香港に旅行をしたシンガポール市民のエスター・モックがまずSARSウイルスに感染し、彼女が帰国した後は短期間のうちに多くの市民が感染した。ウイルスは彼女の両親と牧師に伝染し、彼らは死亡した。他に犠牲者となったのは、病床のエスターを見舞いに訪れた人物である。彼の弟がまず感染し、弟から彼の家族とパシール・パンジャン卸売市場等で店を出している彼の仲間へ広がった。シンガポールでは2003年の2月から5月にかけて33人が死亡、238人が感染した。

出所：<http://www.egazette.com.sg/egazette/current/sls/040668.pdf>

5. 環境における人材開発（キャパシ ティー・ビルディング）

●アジア太平洋環境法センター（APCEL）：アジア太平洋環境法センターでは、各官庁の上級職員向けに、「環境法の理解：シンガポールの視点と国際的視点」と題するシンガポール環境研究所研修コースを12月に開催する。APCEL会員は、今年開かれた多くの国際環境法会議に参加している。

●シンガポール環境研究所（SEI）：

>シンガポール環境研究所は、人材開発のためのシンガポール・グリーンプラン2012の目標のひとつを達成するため、関係官庁の総力を挙げて組織的な環境教育の枠組みを作ることとを目的として国際機関タスクフォース（IATF）を設置した。IATFはその目的のひとつとして、シンガポールにおける環境教育計画や教育資源に関する情報を提供するデータベースを作成する。

>小島嶼開発途上諸国（SIDS）専門家ワークショップ（8月30日～9月3日）：このワークショップは国連経済社会局（UNDESA）とシンガポール外務省（MFA）、SEIの共催で開催されたもので、目的は政府公共機関及び非政府組織（NGO）の活動家や学者、国際機関や政府間機関の専門家その他、SIDS関連の科学技術戦略や方策に携わる特定専門家に、経験及び意見交換の場を提供することであった。

スリランカ

≡ TVEアジア・パシフィック会長兼
 ≡ チーフエグゼクティブオフィサー
 ≡ (www.tveap.org)
 ≡ ナラカ・グナワルデン
 ≡



1. 津波でスリランカに大きな被害

12月26日に地震が引き金となってインド洋を襲った大津波は、スリランカに壊滅的な打撃をもたらした。この島国における未曾有の自然災害となった。海岸線の3分の2を水没させた津波は、北部、東部、南部に大きな被害を引き起こした。3万人を超える死者、4,000人以上の行方不明者、住居をなくした人100万人、金額にして15億ドルもの家屋損壊という大きな被害であった。スリランカで最も著名な在留外国人であるアーサー・C・クラーク卿の言葉によると、「数百万人のスリランカ国民にとって、このクリスマスの翌日は映画「デイ・アフター・トゥモロー」で描かれた悪夢そのものであった。」

環境問題研究家がすぐに気づいたように、マングローブが茂り、サンゴ礁のある地域は比較的被害が少なかった。国際自然保護連合（IUCN）によると、ラグーンやマングローブ林、砂丘、浜辺に茂るカジヤリーナや岩礁が津波による被害を少なくする役目を果たしたのだという。こうした岩礁などがバリアとなり、津波の勢いを弱めた。これらの情報は、しかし、スリランカにとっては遅きに失した。スリランカでは、最近の数十年間で実施されたエビ養殖場やホテルなどの建設プロジェクトにより、サンゴ礁やマングローブ林の大半がすでに破壊されていたのである。この大津波被害の直後、海岸線から300メートル以内に建造物を建築することを禁止した法律の厳重強化に努めると、政府は明言した。

出所：<http://www.iucn.org/places/srilanka/TsunamiN.htm>

2. 大気質改善に新たな措置

政府は今年末に、大気質を改善するための厳しい措置を導入すると発表した。大気汚染の最大の原因は車の排気ガスであるため、12月2日から4日にかけてコロンボで開かれた第1回大気資源管理シンポジウムで、新排出ガス基準に合致しない車は2006年から禁止する旨の措置が発表された。排出ガス基準はすでに採択されているが、車の輸入業者やオーナーには基準に合致させるための猶予期間が認められている。屋内空気汚染が進んでおり、特に農村地域で汚染度が安全基準より高く、婦女子の健康を蝕んでいるが、専門家や政策立案者はこの屋内空気汚染対策についても話し合った。

一方、環境省大気資源管理センターでは、大気質の日間データ、週間データを報告するスリランカ大気質指数（SLAQI）を導入した。この指数は、地表オゾン、粒子状物質、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素という5種類の主要汚染物質を監視するためのものである。監視データは1から500までの段階で表示される。数値が高ければ高いほど人間の健康に及ぼす影響も大きくなることを示す。一般の人にも理解しやすいように、この評価段階は「危険ではない」というものから「危険である」までの6段階に区分されている。今後も、収集データは増えていくだろう。

出所：

1. Air Resource Management Centre: <http://www.airmacsl.org/index.html>
2. Clean Air Sri Lanka: <http://www.cleanairnet.org/caiasia/1412/propertyvalue-13725.html>
3. SLAQI: http://www.airmacsl.org/whts_new.html#srilankaair

3. 危機に瀕するスリランカの両生類

スリランカでは両生類が絶滅の危機に瀕しており、世界で報告される絶滅種の半数以上がスリランカに生息するものとなっている。世界両生類アセスメントでは、今年9月に、全世界の絶滅種35種のうち19種が、生物多様性の大きいこのインド洋の島国で報告されたものであると発表した。既知の両生類5,743種のそれぞれについて、絶滅危惧の状況と分布状況が評価されたのはこれが初めてのことである。

調査事業に加わった国際自然保護連合によると、スリランカでの絶滅種は生息環境の破壊、主に森林伐採によるものが大半である。最近の調査ではこれまでに知られていなかった新種のカエルがスリランカで発見されているだけに、この結果は特に憂慮すべきものである。100種以上の熱

帯雨林カエルの新種がスリランカで発見され、科学界に一大センセーションを巻き起こしたのは2002年のことであった。この発見で、この国に棲息する既知のカエル種は5倍以上増え、スリランカは両生類の多棲息地域となったのである。カエルの新種を発見した非営利研究団体であるスリランカ野生生物トラストは、カエル種の分布図を作成した。同トラストは、いつ開発されるかわからない残存熱帯雨林の保護にさらに努力を費やすよう訴えている。保護運動はこれまでのところ、主にゾウなどの哺乳類に限られている。

出所：

1. <http://www.globalamphibians.org/summary.htm>
2. <http://www.wht.org/New-08-99/Amph-general.htm>
3. http://news.nationalgeographic.com/news/2002/10/1010_021010_srilankafrogs.html

ベトナム

ベトナム社会科学アカデミー国務司法研究所
教授・編集主任
ファム・ヒュー・ギー



1. 環境基準改善の指針

天然資源環境省は、関係各省庁及び各部署、現地機関と連携して、国の環境管理を促進して持続可能な社会経済発展を確実なものにするため、環境基準の改正案を策定中である。

2005年までに、多くの環境基準が関係各機関の調整を受ける。塵埃、化学物質及び排ガス濃度の各パラメーターが大気汚染基準に付加され、また、車両重量とエンジン技術については、車両の排ガス基準が地域ごとに調整されることになる。

新しい環境基準が設けられたのは、熱電と化学肥料生産、海産物とゴム加工及び精油である。

2002年までに、360を超える環境パラメーターが付加された102の基準が全国で適用された。

現行の環境基準システムには、環境品質、汚染測定、試料捕集及び分析に関する各基準が含まれている。このうち環境品質に関する基準は発効からすでに9年が経っているため、改善が必要となっている。

出所：Ministry of Natural Resources and Environment

2. アジア開発銀行（ADB）が中央市街地環境プロジェクトに資金援助

アジア開発銀行（ADB）とベトナム国立銀行（SBV）は、2月6日に、ベトナム中央部の6都市及びその周辺地域を対象として、都市環境を向上させるためのプロジェクトに関する与信契約を締結した。

これは、プロジェクト対象となる6都市（ドン

ハ、ハティン、ランコー、カンガイ、タムキ及びタンホア）の都市環境基盤を拡大・向上させ、都市管理と都市計画を強化し、都市サービス計画への地域社会の参加を促すために、ADBがベトナムに対して4,400万USドルの資金援助をするというものである。

同プロジェクトの見込み費用額は9,760万ドルだが、うち4,400万ドル（46%に相当）は、ADB傘下のアジア開発基金によるADB融資でまかなわれる。本融資は8年の支払猶予期間を含め32年満期であり、利率は支払猶予期間中で年1%、それ以降は同1.5%である。

さらに、フランス開発機関（AFD）が2件総額約3,180万ドルの融資を行い、一方で人民委員会が残る2,180万ドルを負担することになっている。

同プロジェクトによって排水、公衆衛生及び固形廃棄物処理の各システムが改善されれば、6都市における水質汚染と洪水が減り、約70万人の地元住民が恩恵を受けることになる。

出所：Vietnam.net



プロジェクトの見込み費用額は9,760万ドルである
Copyright ©Vietnam.net

3. 科学技術研究所が工芸村の環境改善を支援

ハノイ技術大学に附属する当研究所は、最近、ハノイの西20キロメートルにあるハティ省タインオアイ県ピクホア自治区にある製麺業を営む村に調理用のバイオガス炉を設置して、この村が汚染問題を解決できるよう支援した。

製麺から生じる廃棄物と種畜から生じる有機質肥料は地下のタンクに集められる。薪や灯油といった従来の燃料の代わりに、発酵工程で発生するガスを調理に利用するのである。バイオガス炉は環境を改善する一方で、日常生活にかかる費用を削減し、地元住民を利するものである。

当研究所教授のダン・キム・チ氏によれば、この事例は、当研究所が全国の伝統工芸村に提供してきた様々な有効解決策のひとつに過ぎないという。他の解決策としては、木工芸の村に提供した木材粉塵を収集する特殊な機械、ラッカー製造工程で使用される溶剤を回収するための技術的手段、亜鉛鉄板を製造する村に提供した汚水から重金属を分離する技術などがある。

ベトナムには数多くの伝統工芸村がある。ハティ省だけでもおよそ1,000を数える。

しかしながら、それらの大半が深刻な環境汚染に直面しており、ここ数年というものの解決策がないままである。

出所：Vietnam News Agency

4. 環境管理のコンピュータ化計画

10月13日、ベトナム首相は、天然資源と環境を管理するためのITを土台としたシステムを応用・開発するという、2015年にまで及び計画を承認した。

この計画に基づき、天然資源及び環境に関する国の行政管理システムは、電子政府基準に適合し、かつ天然資源データと環境データ処理の自動化を確約する形で、コンピュータ化されることになる。

同計画によれば、天然資源及び環境を調査・観察するシステムの50～100%が2010年までにコンピュータ化される。2015年までに、当該セクター独自の内部機能ネットワークが構築される予定である。

現在の天然資源環境省では、環境保護部のみに、基準を満たすIT設備とサーバ同期システム、端末、周辺機器が設置されている。

出所：Government Office



天然資源環境省・環境保護部の職員

Copyright ©Ministry of Natural Resources and Environment

あとがき

2004年はバングラデシュやニュージーランドの大洪水、日本やフィリピンの台風被害、そして新潟県中越地震、スマトラ沖大地震、インド洋津波など自然災害に関連したニュースが例年になく多かった。中でも12月26日に発生したスマトラ沖大地震とそれに伴うインド洋津波は、死者・行方不明者の数が12カ国で約30万人と言われており、観測史上最悪の津波災害となったが、大方の原稿をいただいた後であったので、それについて触れているのはスリランカだけとなっている。実際には、最も多くの犠牲者を出したインドネシアをはじめ、インド、タイ、マレーシア、バングラデシュ等で犠牲者とともにその何倍もの被災者が出ている。これらの国の方々に対して改めてお見舞い申し上げるとともに、今後の復興をお祈りしたい。

さて、アジアの環境重大ニュースは7年目を迎

えた。1998年に8カ国でスタートし、その後13カ国、16カ国、18カ国と数を増し、そして今年は19カ国のニュースを掲載することができた。また、毎年年末には暫定版を出して広報に努めてきたが、そのかいあって昨年末には大手新聞にも取り上げられた。

IGESでは、同じく昨年末に世界各国・各地域の環境政策動向など、環境と持続可能な開発に関する世界の最新情報をリアルタイムで提供するサイトを開設した。この「IGES EnviroScope」(<http://enviroscope.iges.or.jp>)は、参加機関のウェブサイトの新着情報を自動プログラムによりリアルタイムで取得し、ニュースヘッドラインとして表示するものであるが、IGESでは、こうしたいろいろなツールを利用して、今後も環境の最新情報の発信基地としての機能を高めていきたいと考えている。

アジアの環境重大ニュースのこれまでのニュース

1998年アジアの環境重大ニュース 目次

[中国] 任勇 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 建設事業の環境保護管理に関する国务院条例
2. 国家環境保護局 (NEPA) の改組
3. 異常気象と上中流域における生態破壊の悪化による長江の洪水

[インド] マイティリ・アイエール 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 議会での生物多様性法案の審議
2. 高等裁判所によるフライアッシュ管理の命令
3. 国家首都圏 (NCR) でのディーゼル車の禁止

[インドネシア] モハマド・スリアニ 一環境教育開発研究所

1. インドネシアの新しい環境管理法
2. 持続可能な発展：その原則と実施
3. インドネシア生物多様性財団
4. インドネシアのデボックにおける新しいエコツーリズム開発

[日本] 原嶋洋平 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 地球温暖化対策推進法の制定
2. 環境ホルモン問題の出現
3. 東アジアの酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) の試行稼働
4. 地球環境戦略研究機関 (IGES) の設立

[韓国] 丁太庸 一国立環境研究所

1. 有害化学物質管理法とその規制
2. グリーンベルト (開発制限地区) の改革
3. 非武装地区 (DMZ) における初めての生態調査

[フィリピン] マーリン・マガローナ 一フィリピン大学

1. 1998年フィリピン漁業法における環境政策
2. フィリピンの都市における環境・自然資源担当官

[シンガポール] チャア・リン・シェン 一東南アジア研究所

1. シンガポール電子航海図システムの運用開始
2. 海洋に関する条約の批准
3. エネルギー効率に関する勧告の策定開始
4. ヘイズの影響

[タイ] トングロイ・オンチャン 一タイ環境研究所

1. サルウィーン森林伐採事件
2. 森林破壊と減少しつつある森林で生活する権利
3. エルニーニョの影響と森林火災の悪化
4. タイ-ミャンマーのガスパイプラインプロジェクト
5. 内陸部でのエビ養殖

1999年アジアの環境重大ニュース 目次

[カンボジア] コル・バサナ 一環境省国際公共協力部門

1. IUCN保護地域世界委員会の東南アジアでの第2回地域フォーラムへの参加
2. ワークショップ「国際的に重要な湿地に関するラムサール条約の認識」の開催
3. 「森林犯罪の監視と報告事業」実施へ
4. 地域の森林開発に関するワークショップの開催
5. 23の保護地域の管理に関する準行政命令の起草

[中国] 周新

一国家環境保護総局／環境経済・政策研究センター

1. 中国環境保護法施行20周年
2. 公害防止策の主な成果
3. 環境保護への投資増大
4. 長江、黄河流域の生態環境の保護

[インド] マイティリ・アイエール 一タタ・エネルギー研究所

1. 最高裁がデリーにおける排出基準を強化
2. フライアッシュの建築利用に関する省令の制定
3. バイオセーフティ議定書をめぐる政府間交渉

[インドネシア] モハマド・スリアニ 一国家学術会議

1. 地域開発における州自治
2. 新しい環境大臣のプロフィール
3. 持続可能な開発と州自治
4. 環境影響評価 (EIA) に関する新規則
5. 木材用プランテーション

[日本] 原嶋洋平 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. トキのふ化
2. 核燃料転換施設での臨界事故
3. ダイオキシン類対策特別措置法
4. 第1回中日韓3カ国環境大臣会合
5. 1999年IHDP公開会合の開催

[韓国] 金承禹 一韓国環境政策・評価研究院

1. グリーンベルト政策の改革
2. 東江をめぐる論争
3. 「洛東江の水質改善計画」発表
4. 使い捨て商品の規制
5. 原子核放射能漏れ事故

[マレーシア] ワン・ポーシャ・ハムザ、 ノーハヤティ・ムスターファ 一マレーシア国際戦略研究所

1. 高まる国家沿岸域政策の必要性
2. ジュゴン - 危機に晒される動物?
3. 生物多様性への希求
4. スンガイ・セラソゴール・ダム論争
5. 殺虫剤による河川の危険?
6. 気候変動シナリオ～国別報告書の作成に着手
7. 違法投棄有毒危険廃棄物に断固たる処置

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ 一開発環境センター

1. 動物相に関する法案
2. 自然災害軽減に関する国家プログラム
3. 大気保全プログラム
4. オゾン層破壊物質の輸入・販売・使用に関する輸入品許可証発行の規制
5. 温暖化現象と旱魃

[ネパール] ビシュヌ・バンドリ 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 生物多様性保全信託基金の設立
2. カトマンズでのディーゼル三輪車・ビックラムテンポの禁止
3. ヒマラヤ地域の森林火災
4. ヒマラヤの旱魃

[フィリピン] マーリン・マガローナ 一フィリピン大学

1. 「新包括的大気浄化法」制定
2. 首都マニラのゴミ危機

3. 持続可能な森林管理政策の徹底

[シンガポール] チャア・リン・シェン
—東南アジア研究所

1. 廃棄物問題についての政策表明
2. 深トンネル下水道システム (DTSS) の導入
3. 油濁事故対策協力条約 (OPRC条約) 加盟ならびに MARPOL条約選択付属書V受諾
4. 定例油流出訓練の実施
5. 生きた豚輸入の一時停止並びに新しい冷凍豚肉販売制度の導入

[タイ] トングロイ・オンチャン —タイ環境研究所

1. アンチョビーが引き起こした国家論争
2. 江沢民国家主席のタイ訪問と環境保全
3. 映画「ザ・ビーチ」論争
4. スリナカリン・ダム近郊での国立公園における土地侵犯
5. 石炭火力発電所建設計画への抗議

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—国立法律学院、社会・人文科学国家センター

1. 「国家近代化と工業化に伴う環境保全対策の強化」の実施へ着手
2. 「ホイアン」と「ミーソン」が世界遺産に
3. 中部7県で40年ぶりの大規模洪水

[東南アジア] チャア・リン・シェン
—東南アジア研究所

1. 「東アジア諸国の海洋汚染に関するUNEP委員会調査」開始
2. 「第10回アセアン環境高等事務レベル会合」開催
3. 「油流出による損害・浄化請求に関する問題を処理するための東アジア地域海計画 (EAS) ・地域協議ワークショップ」開催
4. 南東アジア地域のヘイズ状況
5. マレー半島でニパウィルス感染症が発生

2000年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] 市村雅一
—国際連合アジア太平洋経済社会委員会：UN/ESCAP

1. アジア太平洋の環境と開発に関する大臣会議 (MGED 2000) の開催
2. アジア太平洋環境白書2000の発行
3. アジア太平洋における環境上健全かつ持続可能な開発のための地域行動計画 (RAP) 2001-2005の採択
4. クリーンな環境のための北九州イニシアチブの採択
5. 北東アジアにおける環境協力の推進

[アジア太平洋地域] S. タヒール・カドリ
—アジア開発銀行：ADB

1. 東南アジア諸国連合 (ASEAN) 地域における森林火災の深刻な影響

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン
—バングラデシュ高等研究センター

1. バングラディッシュ南西地域を襲った洪水被害
2. 徹底した廃棄物管理: ダッカ市における目下の必要性
3. ダッカ市の高濃度の浮遊粒子状物質 (SPM) による大気汚染
4. 絶滅のおそれのある野生生物のレッドリストの状況

[カンボジア] キュー・ムット —環境省

1. メコン河流域等の洪水
2. 1994年温室効果ガス排出等インベントリーの作成
3. 大気汚染に関する新法令の制定
4. 沿岸及び海洋の環境問題の深刻化

[中国] 周新
—環境経済政策研究センター・中国国家環境保護総局

1. 大気污染防治法の第2回改正
2. 「一控双達標」実現に向けた取組み
3. 北京イニシアチブ：グリーンオリンピック行動計画
4. 北京市、天津市を襲った砂嵐

[インド] プラサド・ヴェイジャ —ヴァイトグループ

1. GLOBEプログラムへの加入
2. 鉛蓄電池のリサイクルと取り扱いに関する規制案作成
3. 最高裁判所によるナルマダ・ダム建設再開許可
4. 州政府による参加型雨水確保プログラム

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—環境教育・開発研究所

1. 自然資源管理に関する全国会議の開催
2. インドネシアの「アジェンダ21」策定
3. 環境毒物学と汚染規制・管理に関するセミナー開催
4. 2000年動植物の日
5. 「未来のための対応」(CARING FOR THE FUTURE) の翻訳出版

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学

1. 循環型社会形成推進基本法の成立
2. 東京都のディーゼル車排出ガス規制の導入
3. ESCAP環境大臣会合の開催
4. G8環境大臣会合の開催
5. フィリピンへの有害廃棄物の不法輸出

[韓国] 鄭會聲 —韓国環境政策・評価研究院

1. 第8米軍による有毒物質の不法投棄
2. ヨンヴォル多目的ダム建設計画の中止
3. 持続可能な開発に関する大統領諮問協議会 (PCSD) の発足
4. セマングム埋立事業の環境影響調査

[ラオス] ヴィエンサワン・ドンサワン
—科学技術環境庁

1. 環境保護法の施行
2. 地方レベルの環境管理の推進
3. 環境影響評価令の制定
4. ナムトゥン2水力発電プロジェクトへの市民の参加
5. 温室効果ガス排出量に関する発表

[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ
—国際戦略研究所

1. 見直しを迫られる高地開発
2. 未遂に終わった有毒廃棄物輸送
3. 気候政策の国別報告書の作成
4. ミレニアム植林キャンペーン
5. ナチュナ・シー号原油流出事故
6. 端緒についたリサイクル

[モンゴル] アコシュ・ナムカイ —開発環境センター
—ドンドギーン・エンクバヤール
—自然環境省

1. 観光法の成立
2. 有害廃棄物の越境移動及び輸出入の禁止に関する法律の制定
3. 気候変動に関する国家行動計画の策定
4. 自然災害
5. 「エコアジア研究所」の設立

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスタ
—フリーランス・コンサルタント
—ビシュヌ・B・バンドリ
—財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 王立バルディア国立公園の「地球への贈物」宣言
2. 生物の回廊としてのチュリア丘陵の復元
3. サイ生息数調査2000の実施

4. ネパール農村部の草の根保全イニシアティブ
5. 2001年以降の旧式車両の都市部での利用禁止

[フィリピン] マーリン・M・マガローナ
—フィリピン大学

1. ごみ処分場の崩壊による200人以上の死亡
2. 日本に返送された輸送有害廃棄物
3. 元米軍基地の有毒廃棄物汚染犠牲者への補償要求
4. シンガポールタンカーの重油流出事故

[極東ロシア地域] アレキサンダー・シェンガウス
—経済研究所

1. 天然資源分野の行政組織改革の断行
2. 自主的な森林認証の開始
3. アムール州での自然保護地域の開設
4. 持続可能な森林管理にむけた国際ワークショップの開催
5. 新しい廃油処理法の開発

[シンガポール] チア・リン・シェン
—東南アジア研究所

1. 公共施設の水供給施設への下水汚染事故
2. 長期総合コンセプト・プランの見直し
3. シンガポールの廃棄物回収の民営化
4. 化学物質の流出による釣り・水泳中止
5. 深部トンネル下水システム(DTSS): チャンギ廃水処理工場の初入札
6. 手足口病 (HFMD) ウィルス大発生

[タイ] トングロイ・オンチャン
—メコン環境資源研究所・タイ環境研究所

1. タイ・マレーシア間の天然ガスパイプライン建設・プロジェクトに対する抗議
2. バクブーン・ダム反対運動の議会での暴動
3. カーフリーデーキャンペーン
4. 巨額な投資で完成した水路による水質汚染
5. 放射能廃棄物の取り扱いミス

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—司法省・国立社会科学人類センター

1. ホーゴム亀の保護区設置
2. メコン川デルタ地帯の大洪水 (南ベトナム)
3. ホーチミン高速道路建設によるクックフォン国立公園への環境影響

2001年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] ティム・ハイアム
—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

1. 持続可能な開発のための世界サミットに向けてのアジア太平洋地域プラットフォーム (綱領)
2. アジア太平洋地域市民社会のWSSDに対する展望
3. 環境法や条約に関する地域キャパシティの強化
4. 日本企業によるUNEPの環境教育、認識、訓練に関する活動への支援
5. 産業界の能力開発向上とネットワーク化

[アジア太平洋地域] レスター・R・ブラウン
—地球政策研究所 (EPI)

1. 中国の将来を脅かす黄塵地帯

[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

1. エコアジア2001の開催
2. WSSDに向けた地域準備プロセスの実施
3. 国連気候変動枠組条約第7回締約国会議 (COP 7)の開催
4. インドネシアにおける乱伐

5. 韓国3大河川の管理に関する新法案

[オーストラリア] ジェラルド・アーリー
—オーストラリア政府環境省

1. 環境法改革
2. 自然保護基金の拡大
3. 塩分と水質に関する国家行動計画
4. シドニー港連合基金

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン、ドゥイジェン・マリック
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. プリガンガーバングラデシュで最も汚染された川
2. 健康への深刻な脅威をもたらす地下水の砒素汚染
3. バングラデシュ政府の重点課題に挙げられたポリエチレン袋の禁止
4. スンダーバンズで開始された生物多様性保護プログラム

[カンボジア] キュー・ムット
—カンボジア政府環境省

1. ロンパット野生生物保護区に関する調査
2. アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現に向けた宣言
3. 第6回ASEAN環境大臣非公式会合の開催
4. 日本の皇室夫妻カンボジア訪問

[中国] 周新
—環境経済政策研究センター (PRCEE)・中国環境保護総局 (SEPA)

1. 自動車産業と自動車排気ガスに対する新たな規制
2. “グリーンオリンピック” 実現に向けた北京市の環境保護強化
3. 砂漠化防治法
4. 主要47環境保全都市における大気質予報

[インド] ブラサド・ヴェイジャーヴァイトグループ(米国) マイティリ・アイエール
—ローレンスバークリー国立研究所(米国)

1. プラスティック製買い物袋の追放運動が広がる
2. 州政府による雨水利用計画の推進
3. 省エネルギー法
4. 植物品種の保護と農民の権利に関する法案

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—環境教育・開発研究所 (IEED) / インドネシア国家研究評議会会員

1. ジャカルタにおける「チリウン川」のクリーンキャンペーン
2. 総合的な化学物質管理と安全
3. 環境教育全国ワークショップ
4. 有機廃棄物のコンポストに関する新たなアプローチ
5. 環境政策の活性化

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学

1. 京都議定書の批准問題
2. 諫早湾開拓事業の見直し
3. 家電リサイクル法の施行
4. 環境省の発足

[韓国] 朴貞圭 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 日韓共催2002年FIFAワールドカップ・サッカーに伴う環境改善への取り組み
2. トゥメン川 (豆満江) の保全
3. エコ・テクノピア21
4. セマングム埋め立て事業

[ラオス] スカタ・ビチット
—ラオス政府科学技術環境庁

1. 社会経済開発計画における環境問題への配慮
2. 第1回環境報告書の発行

3. 初の分野別環境影響評価規則
4. 金鉱山への環境影響評価
5. 環境および社会管理改善プログラム

[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ、
ワン・ポーシャ・ハムザ
—国際戦略研究所 (ISIS)

1. 重要度を増す湿地保全に向けて
2. ベルムの自然を次世代へ引き継ぐ
3. 全てのプロジェクトに環境影響評価
4. ウミガメ保護活動にグローバル500賞
5. トランス・フロンティア (越境) 保護区

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ —開発環境センター
ドンドギーン・エンフバヤール
—モンゴル政府自然環境省

1. 首都における大気汚染
2. 環境影響評価法の修正
3. 動物保護のためのリスト、料金および支払いの割合と額の決定
4. 牧草地での過放牧の増加
5. アルガリ (Ovis Ammon: 野生羊の一種) の生息数調査
6. 3年連続の干ばつ

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター
—フリーランス・コンサルタント

1. クムロース共有林におけるエコツーリズム
2. 地下水の砒素汚染
3. ペーラ湖計画による災禍
4. 租借林を16地域に拡大
5. 湿地管理の国家政策

[ニュージーランド] ジャックリーン・ハーマン、
ニール・エリクソン
—ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

1. ニュージーランドは京都議定書批准に向けて温暖化対策を始動
2. 遺伝子組み換え生物に対する実地試験の猶予期間を解除
3. 資源管理法 (1991年施行) 10年を振り返って

[フィリピン] マーリン・M・マガローナ
—フィリピン大学

1. ごみ危機とセミララ論争
2. エストラダ大統領、ごみ処分支援を軍へ要請
3. 喫煙禁止令の開始 (6月)
4. 野生生物資源保護法へ署名

[極東ロシア地域] アレキサンダー・シェンガウス
—経済研究所

1. エコロジーと天然資源に関する新たなロシア目標プログラム
2. ハバロフスククライにおける生態系保全に関する新GEFプロジェクト
3. 持続可能な森林管理に関する国際会議
4. オホーツク海の魚資源の枯渇
5. ウスリータイガにおける密猟の激増

[シンガポール] ケン・リャン・コー
—国立シンガポール大学法学部環境
法アジア太平洋センター (APCEL)

1. 産業排水の利用 “NEWater (新しい水)”
2. 残留性有機汚染物質 (POPs) 規制条約
3. 資源保全と廃棄物の減量化
4. シンガポールグリーン計画2012の起草
5. 環境管理に関する能力形成

[タイ] トングロイ・オンチャン
—メコン環境資源研究所 (MERI)

1. ペチャブーンで鉄砲水と泥流が発生

2. 内陸のクルマエビ養殖禁止
3. 遺伝子組換え (GM) 食物
4. バンコクのゴミ問題

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—国立社会科学人類センター・国務司法
研究所

1. 首都ハノイのTolich、Lu、Set川の環境改善と浄化プログラム開始
2. フンタウ (Vungtau) 沖における石油
3. 環境法施行・遵守に関するナショナル・セミナー開催

2002年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] ティム・ハイアム
—国連環境計画アジア太平洋地
域事務所 (UNEP / ROAP)

1. アジアの褐色雲に関する研究
2. アセアン煙霧協定の調印
3. 情報通信技術 (ICT) のポテンシャルを環境保護に利用するためのUNEPプロジェクト
4. スウェーデンが温室効果ガス削減のためのUNEPイニシアチブを支援
5. 日本企業出資によるUNEPプロジェクト、環境教育を実現

[アジア太平洋地域] レスター・R・ブラウン
—地球政策研究所 (EPI)

1. 多くの国で進行する水不足

[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関
(IGES)

1. 地球環境ファシリティー (GEF) 第2回総会
2. アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED) のヨハネスブルグ・サミットへの提言
3. 国連気候変動枠組条約第8回締約国会議 (COP 8) の開催
4. 世界銀行による新たな「生物炭素基金」の設立
5. 北東アジアを襲う黄砂の嵐
6. ラムサール条約第8回締結国会議開催
7. 第2回日中韓環境産業円卓会議の開催

[オーストラリア] ジェラルド・アーリー
—オーストラリア政府環境省

1. 環境報告書
2. 天然資源の管理
3. 持続可能な学校
4. 渡り鳥の保護に向けた日豪の協力
5. 世界最大の海洋保護区

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン
—バングラデシュ高等研究セン
ター (BCAS)

1. 国家適応行動プログラム (NAPA) 準備のための人材開発に関するワークショップ
2. ダッカ市内の2ストローク自動輪タク全面禁止
3. ダッカ市内で環境・健康問題を引き起こす騒音問題
4. 市民および環境団体、河川などの水域保護を要求

[カンボジア] キュー・ムット
—カンボジア政府環境省

1. 第1回メコン河流域準地域 (GMS) 開発プログラムサミット
2. 第8回ASEANサミット
3. 気候変動問題に関するトレーニングワークショップ

[中国] 周新
—環境経済政策研究センター (PRCEE)・
中国国家環境保護総局 (SEPA)

1. 第5回全国環境保護会議

2. 環境影響評価法
3. 中国における砂漠化防治対策
4. 地球環境ファシリテーター (GEF) 第2回総会、北京で開催

[インド] クリット・S・パリキ
—インディラ・ガンディー開発研究所

1. 市民社会全体がデリーの大気汚染対策に立ち上がる
2. 最高裁が先住民の権利を保護する判決
3. インド、京都議定書を批准、気候変動枠組条約第8回締結国会議 (COP8) を主催
4. 議会が生物多様性法案を可決
5. 世界的に評価されたインドの環境専門家

[インド] R・ウマ —タタ・エネルギー研究所

1. インドで残留性有機汚染物質 (POPs) 削減に向けた動き始まる
2. 家庭エネルギー・室内空気汚染・健康に関する地域ワークショップ
3. アジア褐色雲
4. 自動車燃料に関する方針
5. 気候変動枠組条約8回締結国会議 (COP8)

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—環境教育・開発研究所 (IEED) /
インドネシア国家研究評議会会員

1. ヨハネスブルグ・サミットに参加
2. 女性と子どものための持続可能な開発行動計画
3. 地球憲章
4. 長崎の環境カウンセリング協会 (ECAN) との協力
5. 国際農業森林管理研究センター (ICRAF) : 指導教材

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学

1. 京都議定書締結とヨハネスブルグ・サミット
2. 原子力発電所のトラブル
3. 新生物多様性国家戦略
4. 食品の安全性に関する不祥事

[韓国] 朴貞圭 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 清溪川 (チョンゲチョン) 改修プロジェクト
2. 四大河川水源特別法のための総合対策と水質汚濁防止計画の設置
3. ソウル市における大気改善

[ラオス] ソムサヌーク・フォンナクホス
—ラオス政府科学技術環境庁

1. ラオスの重要環境問題
2. 第1回東南アジア諸国連合 (ASEAN) +3環境大臣会議
3. ラオス環境基金
4. 環境教育・意識啓発プログラム
5. 気候変動に対する取り組みの強化

**[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ、
ワン・ポーシャ・ハムザ**
—環境科学技術局 (BEST)、国際戦略
研究所 (ISIS)

1. トラ! トラ!
2. 民衆の力で焼却炉の新設計画地の移転を成功
3. 遺伝子工学
4. 湿地保全への地域住民の参加

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ —開発環境センター
ドンドギーン・エンフバヤール
—モンゴル政府自然環境省

1. 新国土法
2. 危険な森林火災と森林害虫
3. 黄砂の嵐に関する地域プロジェクト
4. 南極調査員記念祭

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター
—フリーランス・コンサルタント

1. エベレストの氷河が溶解
2. 土壌劣化対策
3. 使用期限切れの農薬を大量に保管
4. ダマンを第2の植物園に
5. 医療廃棄物が汚染の要因に

**[ニュージーランド] ジャックリーン・ハーマン、
ニール・エリクソン**
—ワイカト大学国際地球変動研
究所 (IGCI)

- ニュージーランドにおける持続可能な開発
1. ニュージーランドの持続可能な開発戦略
 2. ニュージーランドにおける持続可能な開発の監視
 3. 生態学上の持続可能な開発に関わる進捗状況の評価

[フィリピン] マーリン・M・マガローナ
—フィリピン大学

1. 大気汚染に関する世界銀行報告
2. マランバヤ・プロジェクト ヨハネスブルグ・サミットで受賞
3. 環境アンケートでフィリピン低順位
4. 大気汚染防止法の実施延期を求める立法の試み、失敗に終わる
5. サンゴ礁の破壊はつづく

[極東ロシア地域] アナトリー・レベデフ
—地域社会活動キャンペーン・
ビューロー (BROC)

1. ロシアのタイガ (亜寒帯針葉樹林帯) で原生林が激減
2. 森林利用の認証は環境上の持続可能性を意味しない
3. 核廃棄物と使用済み核燃料
4. 環境への排出費用が連邦負担に
5. 違法木材を隠すための森林戦略

[シンガポール] ケン・リャン・コー
—国立シンガポール大学法学部環境
法アジア太平洋センター (APCEL)

1. 環境庁 (NEA) の設置
2. シンガポール・グリーン計画2012: 環境の持続性に向けてより一層きれいな空気と緑を
3. リサイクル
4. 能力開発 (キャパシティ・ビルディング)

[タイ] トングロイ・オンチャン
—メコン環境資源研究所 (MERI)

1. 天然資源環境省設置
2. 喫煙禁止
3. 遺伝子組換え食品のラベル付け
4. 北部と東北部における洪水

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—国立社会科学人類センター・国務司法
研究所

1. 天然資源環境省の設置
2. ベトナム環境保護基金の設立
3. ウー・ミン・トゥオン森林の火災
4. 小型オートバイ数の制限による、ハノイ市およびホーチミン市の交通秩序の再構築と環境汚染の軽減

2003年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] ティム・ハイアム
—国連環境計画アジア太平洋地
域事務所 (UNEP/ROAP)

1. アフガン紛争の環境被害記録
2. 北東アジアの砂塵・砂嵐プロジェクト発足
3. 政策立案者向けと青少年向けの南アジア環境概況報告書

- ASEAN火災煙霧協定の発効
- 中国国家環境保護総局の解局長にUNEP笹川環境賞

[アジア太平洋地域] レスター・R・ブラウン
—地球政策研究所 (EPI)

砂漠化との戦いに敗れつつある中国

[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

- 京都議定書
- 持続可能な開発に向けた過渡期的変化に関する南アジア地域会議の開催
- 第2回北九州イニシアティブ・ネットワーク会議の開催
- アジア森林パートナーシップ (AFP) 第2回・第3回実施促進会合の開催
- 環境保全のための意欲の増進および環境教育の推進に関する法律 (環境教育推進法) の制定
- 2003国連環境計画・金融イニシアティブ東京会議の開催
- 第3回世界水フォーラム (WWF3) の開催
- 交通と環境に関する名古屋国際会議の開催

[オーストラリア] ジェラルド・アーリー
—オーストラリア政府環境省

- グレート・バリア・リーフの保護強化
- 新しい文化遺産法の制定
- オーストラリア「大洋政策」に基づく初の海洋計画
- 持続可能な都市イニシアティブ

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

- 国連開発計画が「クリーンで環境にやさしい船舶解体」を支援
- ダッカで衛生に関する地域会議
- レンガ焼き窯の操業を規制する法律
- なめし革工場をダッカ市内から新工業団地へ移転
- ブリガンガ川を救う総合行動計画

[カンボジア] キュー・ムット
—カンボジア王国政府環境省

- 東南アジア諸国連合 (ASEAN) 環境年2003 (AEY2003)
- 「第1回エコトーン・セミナー第2期」および「第3回東南アジア生物圏保護区ネットワーク (SeaBRnet) 会議」の開催
- カンボジアの「保護区域法」

[中国] 周新
—環境経済対策研究センター (PRCEE)、
中国国家環境保護総局 (SEPA)

- 中国が「オゾン層保護賞」を受賞
- 企業環境パフォーマンスの情報開示
- 中国環境開発国際協力委員会

[インド] クリット・S・パリキ
—インディラ・ガンディー開発研究所、
開発のための総合研究アクション 代表

- 市民社会の警戒がタージ・マハルに迫る脅威を阻止
- びん詰め飲料水とソフトドリンクに残留農薬
- 工業地区に対するISO14000評価
- 環境経済学的能力強化
- 生態学者・環境活動家マダブ・ガドギル博士がボルボ環境賞を受賞

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—環境教育・開発研究所 (IEED)、
インドネシア国家研究評議会 会員

- 農民と漁民の共同体としての能力・意欲の開発
- アグロフォレストリー

- 第8回全国科学会議
- クリーン開発メカニズムに関するジャカルタ宣言
- 持続可能な開発を進めるための課題と機会

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学国際開発学部

- 地球温暖化対策税をめぐる議論
- 新しいディーゼル車排ガス規制
- ごみ固形燃料 (RDF) 発電所のトラブル
- 第3回世界水フォーラム
- 環境教育推進法の制定

[韓国] 黄相一 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

- 北漢山 (ブッカンサン) をめぐる環境保全と利便性の対立
- 核廃棄物集積場建設に抗議して授業をボイコット
- 韓国各地に台風被害
- 石油5社、ガソリンスタンドと石油貯蔵所近くの土壤保護で政府と合意

[ラオス] ケットケーオ・サリチャン
—環境局 科学技術環境庁 (STEA) 首相府

- 国家環境委員会 (NEC) の発足会議
- 各県の環境行動計画と戦略
- 国家生物多様性戦略行動計画
- 環境教育・意識啓発 (EEA) に関する国家戦略

[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ
—環境科学技術局 (BEST)、マレーシア
国際戦略研究所 (ISIS)

- 海にとつての吉報
- カメロン高地開発被害で嚴重措置
- ジョホール州の3湿地がラムサール条約登録地に
- 水資源管理の進展

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ
—環境と持続可能な開発局、モンゴル自然環境省

- 家庭・産業廃棄物法の制定
- 第4回アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED4)
- ウブス湖盆地、世界自然遺産リストに
- 2004年を「水の年」に宣言
- 採鉱地の土地再生進まず
- クラン (アジア野生ロバ) の分布と生息数

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター
—フリーランス・コンサルタント

- ラムサール条約登録湿地、4カ所に
- 首都のごみを利用して肥料を生産
- カリ・ガンダキAプロジェクトにおける適正な環境配慮
- 二酸化炭素排出抑制に効果的なバイオガス装置
- ネパールにはグリーン・プロジェクトが必要

[ニュージーランド] クレア・ギブソン、
ニール・エリクソン
—ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

- 農業排出ガス研究のための新税
- ロトルア地区の湖沼の水質
- 遺伝子組換え (GM) の一時停止
- よい環境計画はよい結果を生むか?

[フィリピン] マーリン・M・マゴローナ
—国際法律研究所、フィリピン大学

- バイクタクシー運転手数千人が「大気清浄法」抗議デモ
- 大気汚染で旅客用車両運転手が結核に感染
- 枯渇するセブ州の飲用水源
- インターネットで環境クリアランス認定申請
- アジア開発銀行幹部が「大気清浄法」の施行方法を批判

[極東ロシア] アナトリー・レベデフ
—地域社会活動キャンペーン・ビュー
ロー (BROC)

1. 石油パイプライン開発計画と政府戦略
2. 「核議員」を次の議会から締め出す
3. 環境を消耗させる漁獲割り当て入札の廃止
4. 新しい「森林利用規範」

[シンガポール] ケン・リャン・コー
—アジア太平洋環境法センター
(APCEL)

1. 米国・シンガポール自由貿易協定2003 (USSFTA)
2. シンガポール感染症法第137章
3. マレーシア・シンガポール間の埋め立て工事訴訟と海洋環境
4. 人材開発 (キャパシティー・ビルディング)

[タイ] トングロイ・オンチャン
—メコン環境資源研究所 (MERI)

1. ガンホール：よりクリーンな空気のためのバイオ燃料
2. ウドンタニ県のカリウム採掘プロジェクト
3. サルウィン森林伐採事件をめぐる新たなスキャンダル
4. タイ・マレーシア・ガスパイプラインをめぐる紛争

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—国立社会科学人類センター国務司法研
究所

1. フォンニャーケーバン国立公園が世界遺産として登録
2. 「ベトナムにおける環境保護と持続可能な開発」に関するシンポジウム
3. ベトナム人科学者がブループラネット賞を受賞
4. サイゴン川におけるタンカー事故